

# 一般競争入札公告

週休2日工事

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年7月29日

長野県住宅供給公社

理事長 新田 恭士

記

## 1 工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

- (1) 工事（業務）名 令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事
- (2) 工事（業務）箇所 松本市芳野、松本市双葉、安曇野市穂高北穂高
- (3) 工事（業務）内容
- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 〔南松本団地〕   | 電気室（3室）、エレベーター（2基）の開口部に浸水防止対策を行う。 |
| 〔双葉町第一団地〕 | 電気室（1室）、受水槽室（1室）の開口部に浸水防止対策を行う。   |
| 〔青木花見団地〕  | 受水槽室（1室）の開口部に浸水防止対策を行う。           |
- (4) 工事（委託）期間 120 日
- (5) 発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課  
電話 026-227-4322

## 2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

### (1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	674点以上963点以下
⑨	同種工事(業務)の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	松本地域振興局管内に本店を有する者
⑪	その他	

## 3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

### ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）

2. 施工実績（令和5年度、6年度）（様式2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したのものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

- イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。
- ウ 提出部数は、正本1部とする。
- (3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。
  - なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。
  - ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。
    - 受付期間 令和7年8月5日 から 令和7年8月8日 まで
    - 受付時間 午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。
    - 窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322
    - 長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240
  - 郵送受付（受付期間内必着）
    - 380-0836
    - 長野市大字南長野南県町 1003-1
    - 長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。
- ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。
- エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

4 確認結果の通知

- (1) 確認結果は、令和7年8月25日付け郵送で申請者に通知する。
- (2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。
  - ア 入札日時 令和7年9月11日 14時30分
  - イ 入札場所 松本市大字島立988-1
  - 長野県住宅供給公社 松本事務所 3階会議室
- (2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

### (3) 留意事項

- ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。
- イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

## 7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

## 8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

## 9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式7）を入札時に提出すること。）

## 10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実に認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
  - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
  - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
  - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
    - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
    - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
  - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

## 12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

## 13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

## 14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数	

## 15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに会社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を会社に通知しなければならない。

## 17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2（1）の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式 1

# 一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社  
理事長 新田 恭士 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩  
(権限を有する営業所長等が提出  
する場合は当該所長の氏名)  
担当者氏名 ⑩  
電話番号  
F A X 番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

## 記

公 告 日	令和7年7月29日
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

## 施工実績（令和 5 年度、6 年度）

会社名： \_\_\_\_\_

項目 \ NO		1	2	3
工事 業務 名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%
備 考				

**入札保証金納付の免除を希望する者**は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

## 配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： \_\_\_\_\_

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事 等 の 経 験	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		

様式 4

# 質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年7月29日	
工事（業務）名	令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事	
工事（業務）箇所	松本市芳野、松本市双葉、安曇野市穂高北穂高	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電話・FAX	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回 答	
-----	--

# 令和7年度

## 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

### 南松本団地・双葉町第一団地・青木花見団地

建築工事		
図面番号	図面名称	縮尺
	表紙	
A-01	改修工事特記仕様書	—
A-02	〔県営住宅 南松本団地〕 配置図・案内図	A1:1/500 A3:1/1000
A-03	〃 8号棟 電気室 詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-04	〃 11号棟 電気室・E V 詳細図(改修前・改修後)	A1:1/40, 1/50 A3:1/80, 1/100
A-05	〃 12号棟 電気室詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-06	〃 12号棟 E V 詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-07	〔県営住宅 双葉町第一団地〕 配置図・案内図	A1:1/500 A3:1/1000
A-08	〃 電気室 詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-09	〃 受水槽室 詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-10	〔県営住宅 青木花見団地〕 配置図・案内図	A1:1/300 A3:1/600
A-11	〃 受水槽室 平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-12	止水板仕様	A1:1/10, 1/15 A3:1/20, 1/30
A-13	部分詳細図(1)	A1:1/10 A3:1/20
A-14	部分詳細図(2)	A1:1/10 A3:1/20
A-15	部分詳細図(3)	A1:1/10 A3:1/20
A-16	仮設計画参考図(1)	A1:1/50 A3:1/100
A-17	仮設計画参考図(2)	A1:1/50 A3:1/100
A-18	仮設計画参考図(3)	A1:1/50 A3:1/100
A-19	仮設計画参考図(4)	A1:1/50 A3:1/100

 **長野県建設部**



有限会社 **A & A 構造研究所**

 <b>長野県住宅供給公社</b>	部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当

**令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事** 設計図

**特記仕様書**

I. 工事概要

1. 工事場所 長野県松本市芳野、長野県松本市双葉、長野県安曇野市穂高北穂高（3団地）

2. 敷地面積 一㎡

3. 工事種目

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
南松本団地	居住施設	RC	5/0	...	...	—	19,847
双葉町第一団地	居住施設	RC	7/0	...	...	—	9,070
青木花見団地	居住施設	RC	4/0	...	...	—	7,348

4. 工事内容

1. 浸水対策改修
2. .
3. .
4. .
5. .

5. 指定部分 有  無  対象部分 ( ) 指定部分工期 年 月 日

6. 工事範囲  
※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。  
○「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。  
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目	工事種目	建築主体工事	電気設備工事 (別紙による)	機械設備工事 (別紙による)
2 仮設工事		○		
3 防水改修工事		○		
4 外壁改修工事				
5 建具改修工事				
6 内装改修工事				
7 塗装改修工事				
8 耐震改修工事等				
9 環境配慮改修工事				
10 その他工事		○		
11 舗装工事				

II 管理技術者等

設計事務所名 (有) A & A 構造研究所	管理技術者 小松 恵理香
---------------------------	-----------------

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当 (有) A & A 構造研究所 武仲 美奈	
積算担当 (株) 江島積算 江島 伸二	

III. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。

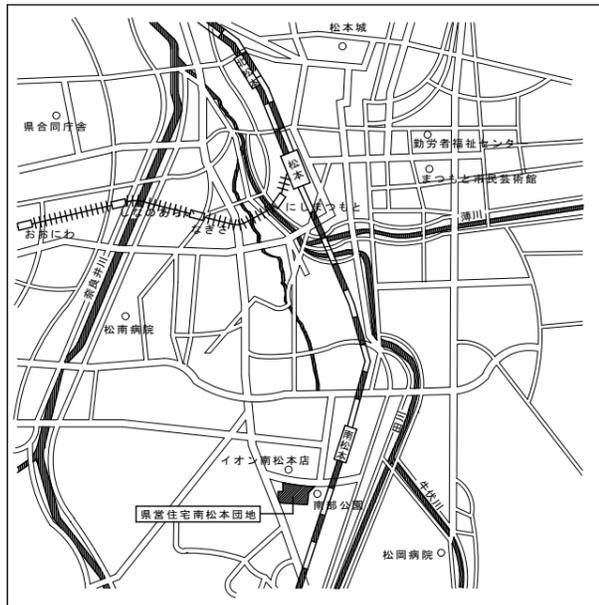
- 公共住宅建設工事共通仕様書（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
- 建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下、「標準詳細図」という。）
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- 敷地調査共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課（令和4年改定）
- 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備
- 長野県営繕工事の手引き 長野県建設部施設課監修
- 公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備（令和4年版）
- 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
- 長野県建設リサイクル推進指針

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は ( ) 図、機械設備工事の特記仕様書は ( ) 図による。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 (1.2.2) ・風圧力 風速 (Vo= 30m/s) 地面粗度区分 ( I ・ II ・ III ・ IV ) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 ( 26 )
	② 電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)
	③ 条件明示項目	○現場説明書による (1.3.5)
	④ 発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による ・構外搬出適正処理 (1.3.12) また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。
	⑤ 環境への配慮	[1.4.1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	⑥ 材料の品質等	[1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製統合モルタル、既製統合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切り、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバヘッドドア、可動間仕切り、トップライト、鎮鉄製ふた
	⑦ 特別な材料の工法	改修仕様及び、標注に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	8 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示 (1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 (1.5.3)
	9 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	10 技能士	(1.6.2) ※ 適用する（一般技能士を採用している現場である旨の表示をすること。） ・適用しない

11 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.6.9]	測定方法 ※バグ法（拡散法） ・7777法（吸引法） 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※n-ヘキサン ※スチレン 測定箇所(室) 計 個所 ※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度指針値 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン n-ヘキサン スチレン 備考 0.06ppm 0.07ppm 0.05ppm 0.88ppm 0.04ppm 0.05ppm
⑫ 埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 8章(あと施工アンカー)による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査 配管・配線等の位置の墨出しを行う 範囲 ※ 図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。
⑬ 完成図等	※作成する (1.8.1~1.8.3)(表1.8.1) ※完成図（※設計図面で示したものを全て ・標注1.7.1による ○監督員の指示による） 作成方法 原図 用紙 (※A3用紙) ※A3用紙 ・ 図面 (※CADで作成し出力) 図面 (※CADで作成し出力) 製本 (原図の青焼き、見開きA1版 (1部)) ・ CADデータ (※CD-R (2部))
⑭ 完成写真	※保安に関する資料 (2部) 下記ものを監督職員に提出する。原図は撮影業者の保管とする。 分類・規格 撮影面数 部数 写真のサイズ (mm) ○カラー写真 外部 ( ) 内部 ( ) ※2 ○1 ※半切 ※A3版 ・ パネル (木製枠) 外部 ( ) 内部 ( ) ※2 ・ ※半切 ・ 全紙 ・ カラースライド 外部 ( ) 内部 ( ) ※1 ・ 24×36以上 ・ 電子データ 外部 ( ) 内部 ( ) ※2 ・ ※48万画素以上 ※350dpi以上 電子データは、744x744のうえRGB各8bit (744x744)、JPEG形式最高画質 (100%画質) とし、CD-Rにて提出とする。 ※ 完成写真は施工箇所ごとに1枚とする。
1 足場その他	[2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の総立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場 ・ 設置する ( ※ 脚立、足場板等 ・ 枠組 ) ・ 設置しない ・ 外部足場 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 防護シート ・ 設置する ・ 設置しない 材料、搬出材等の運搬方法 [表 2.2.1] 種類 ( ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ) C種：利用可能なエレベーター ( ) D種：利用可能な階段 ( 車庫棟外部階段 )
2 仮設工事	[2.3.1] 1) 養生の方法等 ○ 既存部分 養生の方法 ( ※ ビニルシート、合板等 ・ 合板・防炎シート ) ・ 既存家具、既存設備等 養生の方法 ( ※ ビニルシート等 ) ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生の方法 ( ・ ビニルシート等 ) 保管場所 ( ・ 図示 ) ・ 備品、机、ロッカー等の移動 ( ・ 図示 ) ※工事に支障となる範囲 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
3 仮設間仕切り	[2.3.2][表 2.3.1] 1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示 ・ 既存防火扉利用 2) 仮設間仕切りの下地と材質等 種別 下地 仕上げ (厚さmm) 塗装 充填材 ・ A種 ・ 木 ・ セッコウボード (9.5mm) ・ 無し ※ 有り ・ B種 ・ 軽量鉄骨 ・ 合板 (9.0mm) ・ 片面 ・ 無し ※ C種 単管 防炎シート 充填材 ※グラスウール 32k (厚：50mm以上) 3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 仕上げ 塗装 充填材 ※ 木製 ※ 合板張り程度 ・ 無し ※有り ・ 片面 ・ 無し 充填材 ※グラスウール 32k (厚：50mm以上)
4 監督員事務所	[2.4.1] ※ 設ける ・ 設けない 規模 ※ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ ( ) ㎡程度
⑮ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ☹️ 利用できない
⑯ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ☹️ 利用できない
3 防水改修工事	1 施工数量調査 調査範囲 ・ 図示 ・ (1.5.2, 3) 調査方法 ・ 図示 調査部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 調査報告書 提出回数 ・ 2部 2 降雨等に対する養生方法 (と共) ※改修標準仕様書3.1.3(a)(1)~(3)による。 (3.1.3) 3 既存防水の処理 [3.2.3, 4, 6] 既存保護層の撤去 ・ 行う (範囲 ・ 図示 ) ・ 行わない 既存防水層の撤去 ・ 行う (範囲 ・ 図示 ) ・ 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う ( ・ MAAS ・ M4AS1 ・ M4C ・ M4D1 ・ L4X ) ・ 行わない 4 既存防水層の下地補修 [3.2.6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ・ 図示 POS工法及びPOS1工法 (機械式固定工法) の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vi)①~③による

⑰ シーリング [3.7.2, 3, 7, 8]	シーリング改修工法の種類 ○シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡張シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ボンドブローカー張り ・ 適用する ・ 適用しない エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。 施工箇所 シーリング材の種類 (記号) 新設止水板 側柱壁面取り合い MS-2 シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)~(3)による
10 その他工事	⑱ 止水板 形状 ○ 差込式 ○ 嵌り式 ・ 壁張り式 施工箇所 ○ 図示
11 アスベスト含有建材の除去等	⑲ アスベスト含有分析調査 施工調査 ○アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。 調査範囲 ○改修範囲に伴う既存建材 ・ 図示 ( ) 貸与資料 ( ) 分析によるアスベスト含有建材の調査 ・ 行う (下表による) 材料名 調査方法 (1材料あたりの試料数：3サンプル) ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 ※ 定性分析 ・ 定量分析 採取箇所 ※ 図示 分析対象 ※ アスベスト 6種類 (アモシブ、クリソタイル、クロソドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト) 分析方法 ※ JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又は JIS A 1481-3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による ※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による 分析結果については、監督職員に提出すること。
12 その他	⑳ 工事現場の環境改善について 工事現場のイメージアップ ○周辺美化 ・ 地域住民への情報提供 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備 ㉑ 産業廃棄物の取扱いについて 産業廃棄物処理状況記録及び写真は次のように整備すること。 (1) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録 ① 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬業者ごとの産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。)A票、B票、D票及びE票(第2の場合はB票を加える。)の写し、建設廃棄物委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真 (中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) ② 職員が自ら処理した場合 ア マニフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真 (中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) ③ 特別管理産業廃棄物の場合 ①又は②に準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 (2) 産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再資源利用促進実施者に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 (3) 写真 ① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真 ② 仮設物、安全措置状況及び工程写真 (除却作業状況、埋設配管等及び基礎掘は入念に撮影すること。) ③ 使用機械類 ④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積戻し時の写真 ⑤ しゅん工時の全景写真 (着手時と同アングルとする。) ⑥ その他監督職員の指示による
3 騒音、振動調査	調査の有無 ※無 ・ 有 調査方法については設計図書による。
4 土壌調査	調査項目 ・ 土壌調査 ・ 土壌調査 (含有量試験) ・ 7777法抽出調査 ・ 廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。
5 官公庁その他への届出手続等	(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を選定し行う。 (2) 前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
⑳ 疑義に関する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
7 文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。
8 埋蔵文化財調査	「周知の埋蔵文化財(埋蔵物)の該当 ・ 該当する ・ 該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い ・ 有 ・ 無 埋蔵文化財調査の時期 ・ 解体工事終了後 ・ 解体工事中



案内図

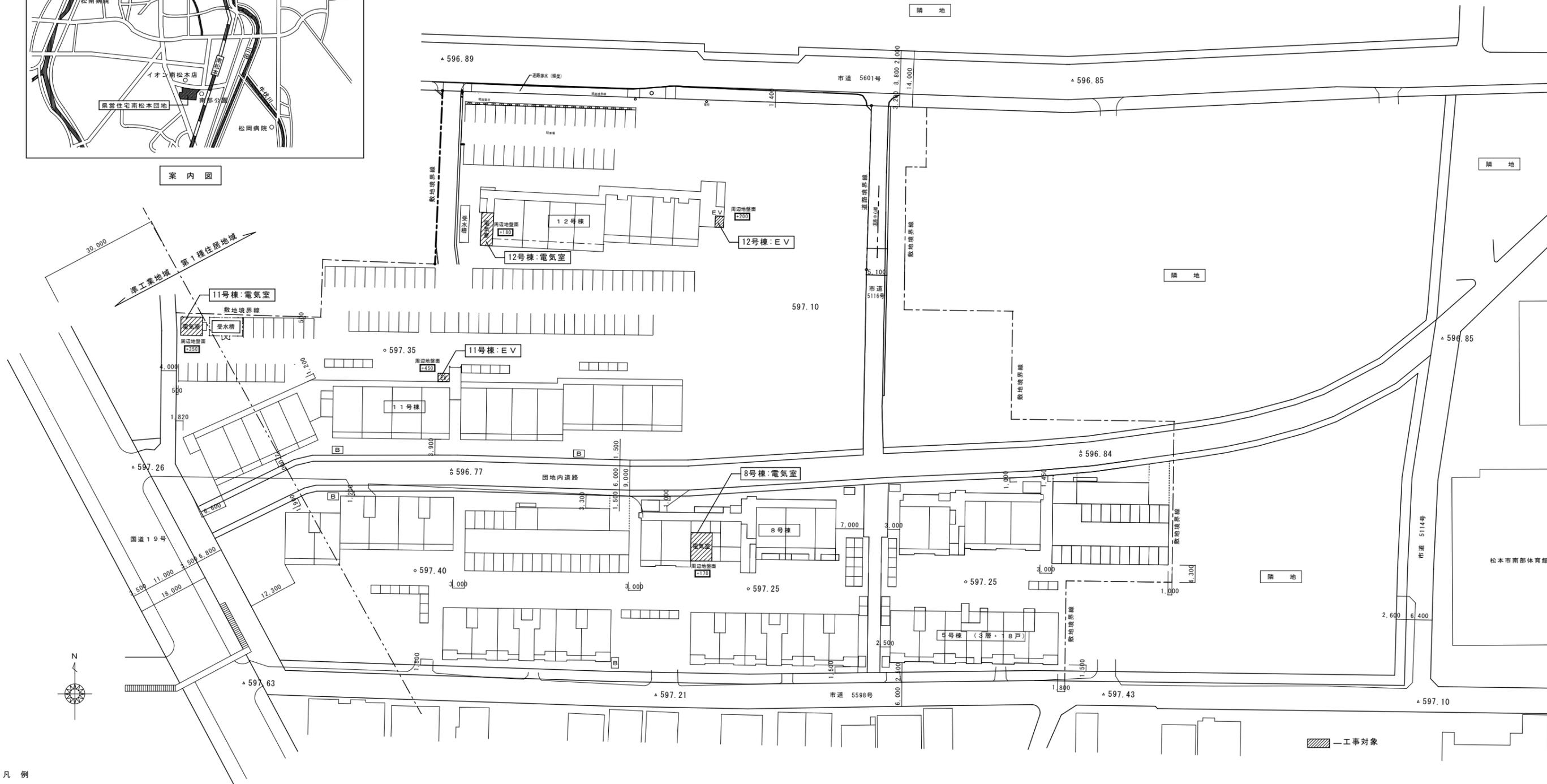
南松本団地

概要

信濃川水系田川の氾濫により、設定浸水深(付近の地盤面から500mmの高さ)規模の洪水が起きてしまった場合に、重要設備が浸水しないよう対策を行う。

本施設対象重要設備：受変電設備、昇降機（設定浸水深500mm以上の高さにある設備は非対象）

対象電気室及び昇降機に面する開口部に、止水板による浸水防止対策を行い、水の浸入を防ぐ。



- 凡例
- △ 597.63 現況道路地盤レベル
  - 597.10 計画地盤レベル

配置図 S=1/500



有限会社 A & A 構造研究所



長野県住宅供給公社

部長 課長 調整幹 課長代理 係長 係員 担当

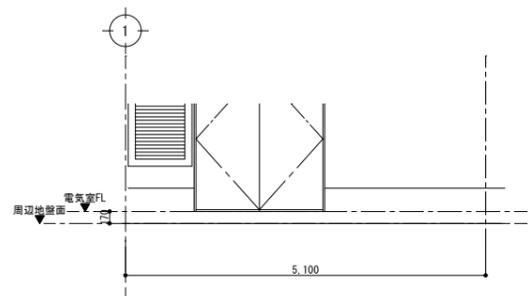
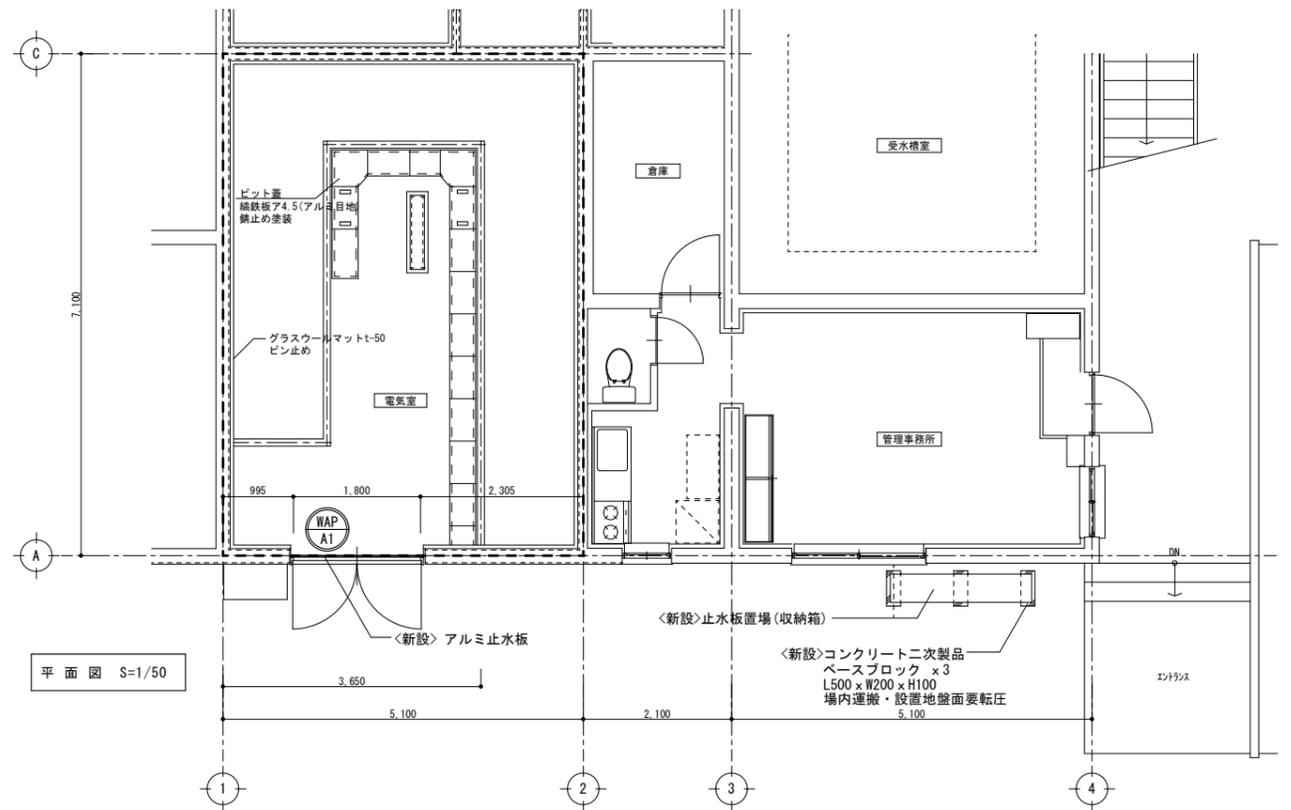
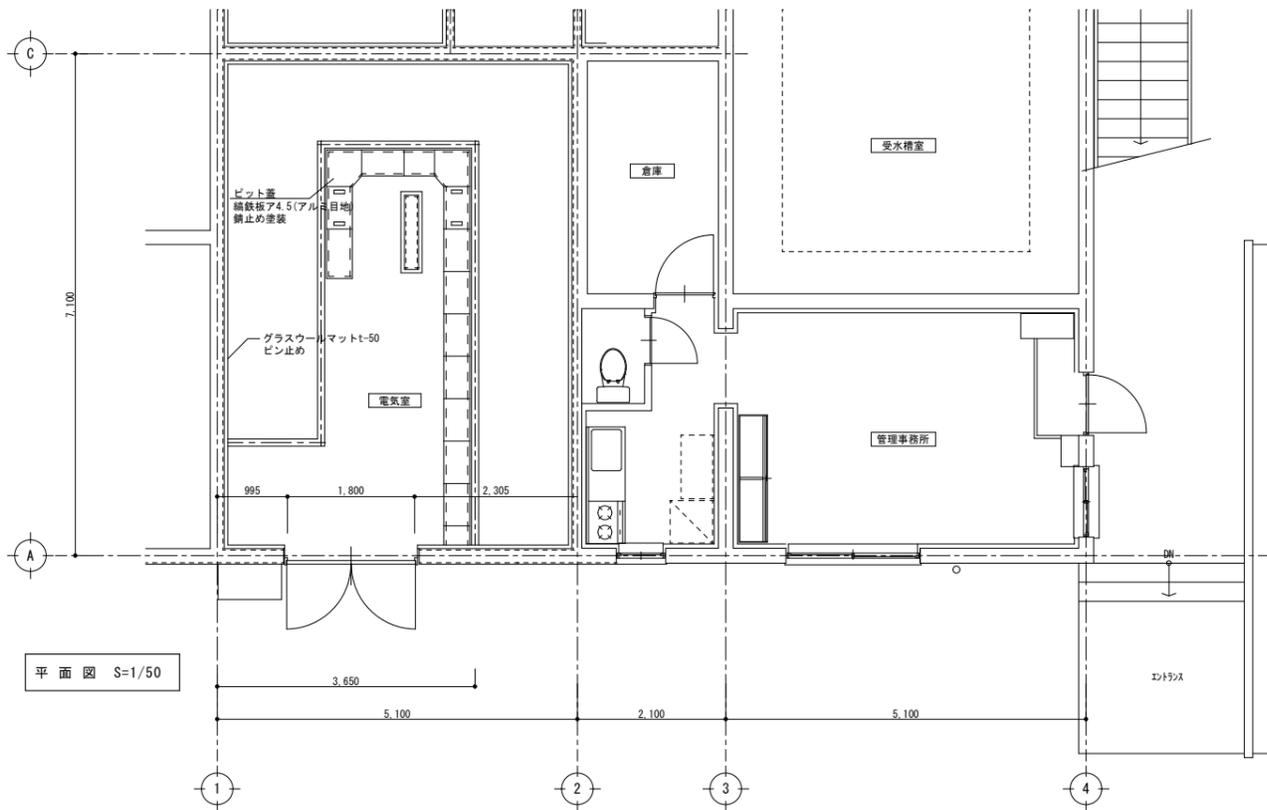
工事名称  
令和7年度  
県営住宅(松本) 南松本団地ほか浸水防止対策工事

図面名称  
〔県営住宅 南松本団地〕  
配置図・案内図

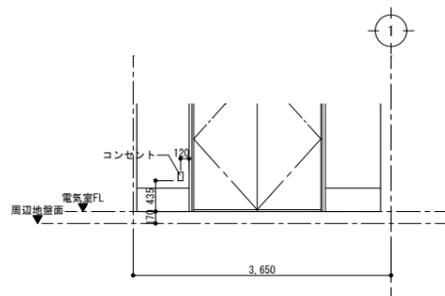
縮尺  
A1:1/500  
A3:1/1000  
日付  
2025/07

No.  
A-02

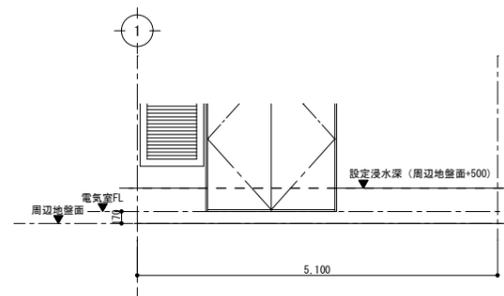
凡例	
	新設止水板
	重要機器室水防ライン



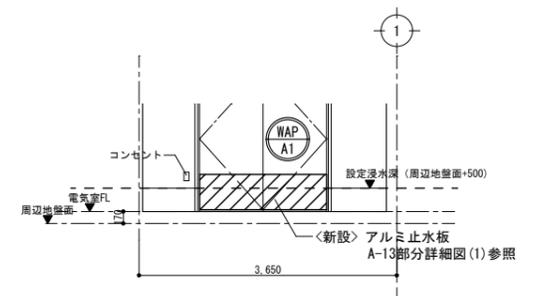
外部開口部 S=1/50



内部開口部 S=1/50



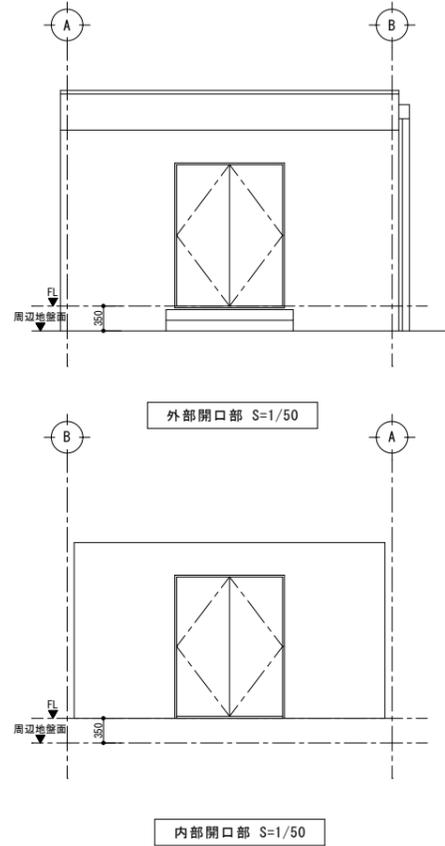
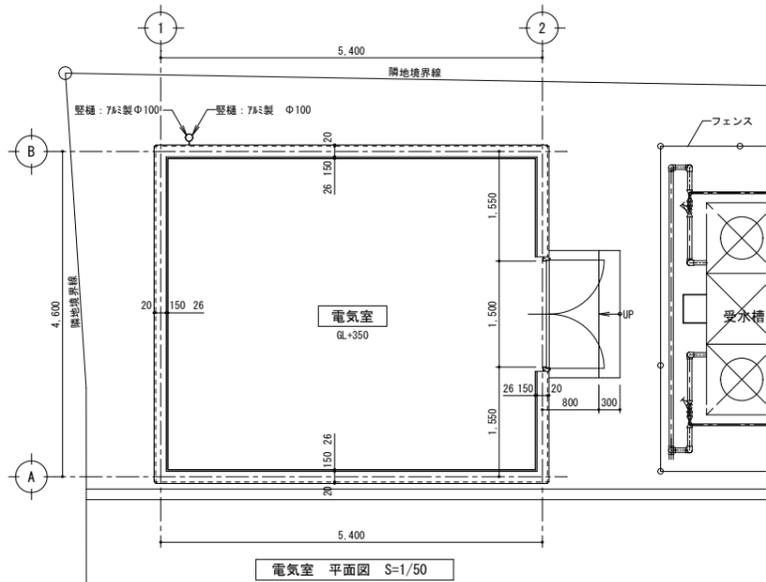
外部開口部 S=1/50



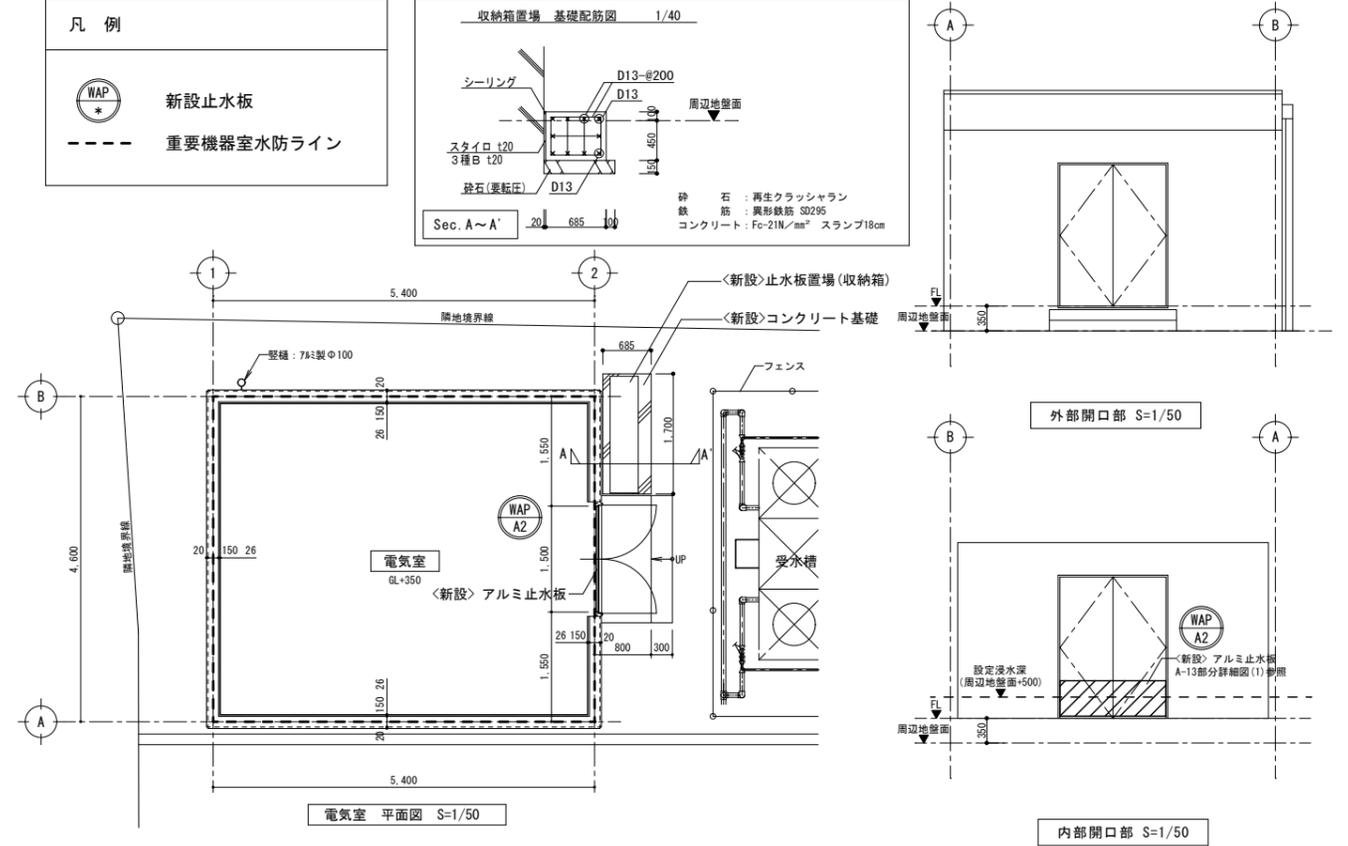
内部開口部 S=1/50



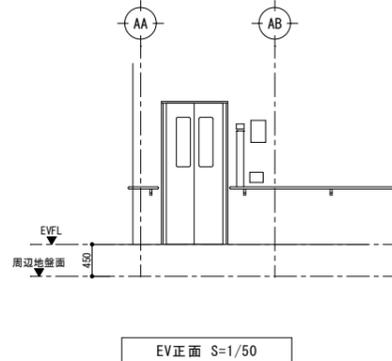
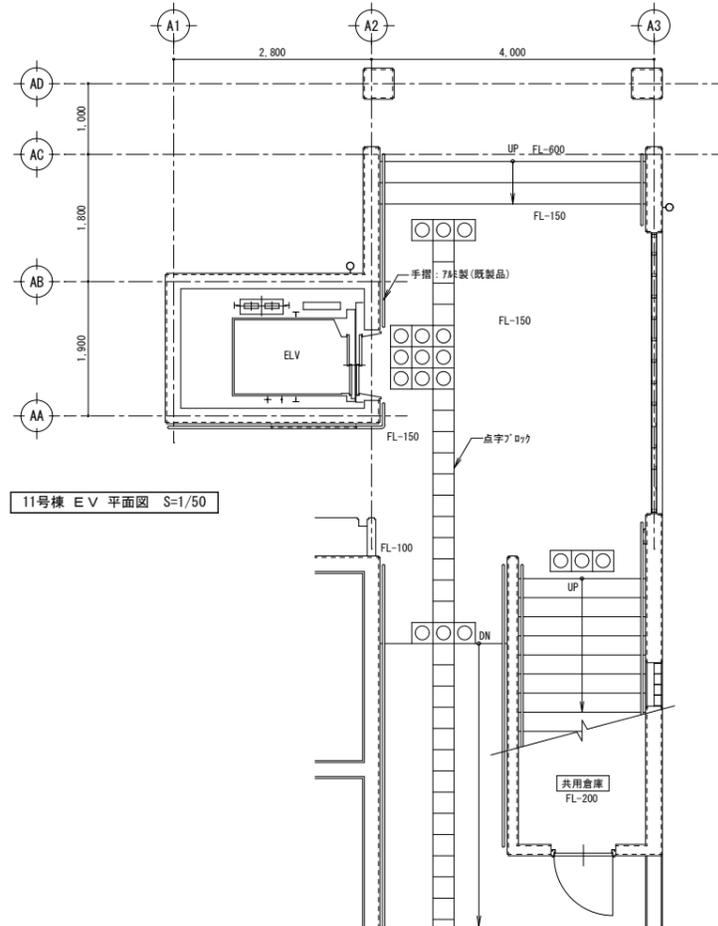
改修前 南松本団地 1 1号棟付属棟 電気室



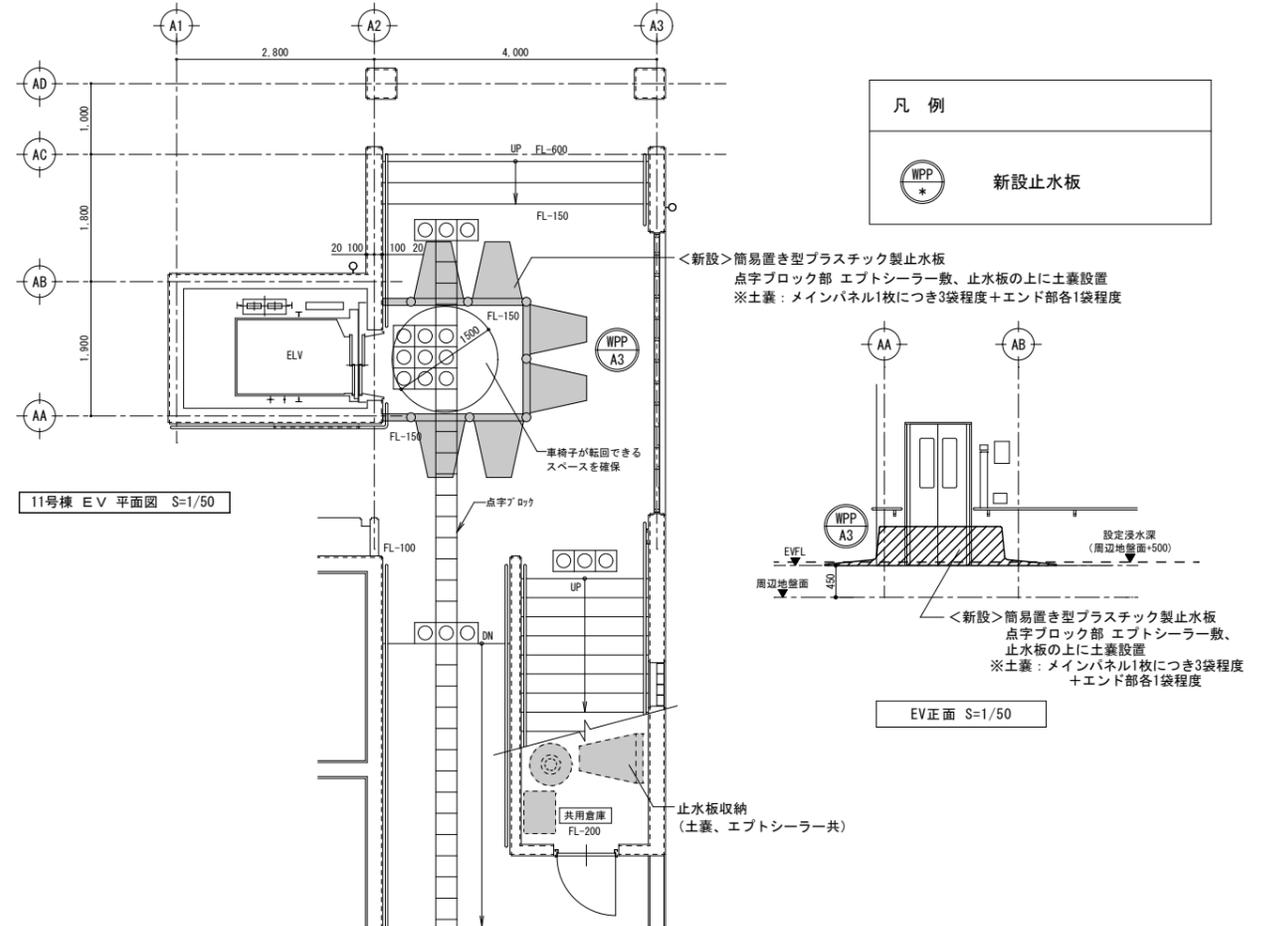
改修後 南松本団地 1 1号棟付属棟 電気室

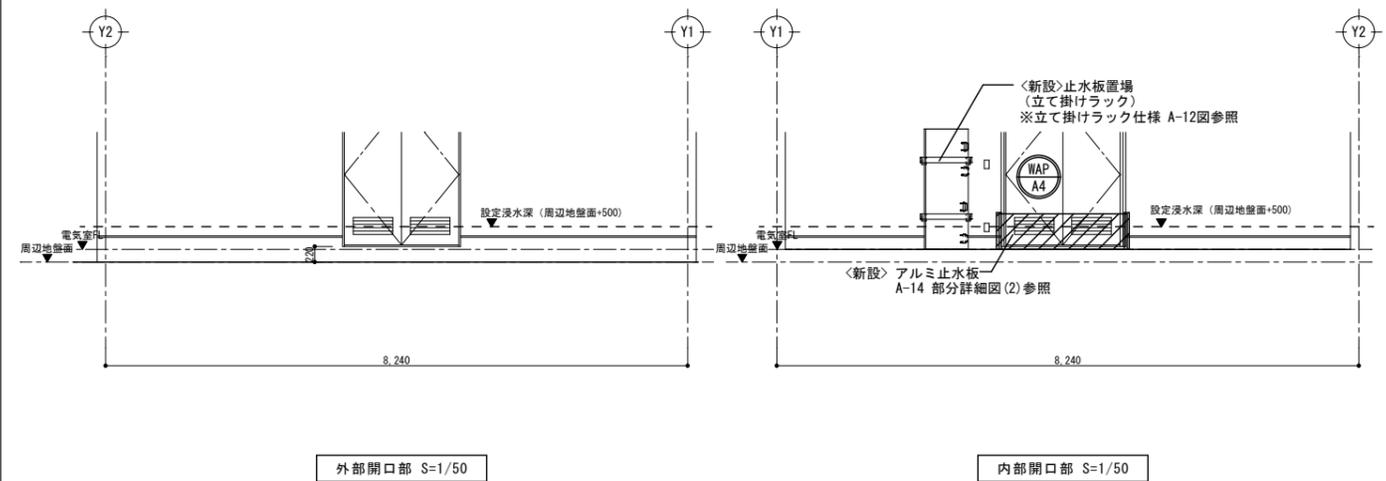
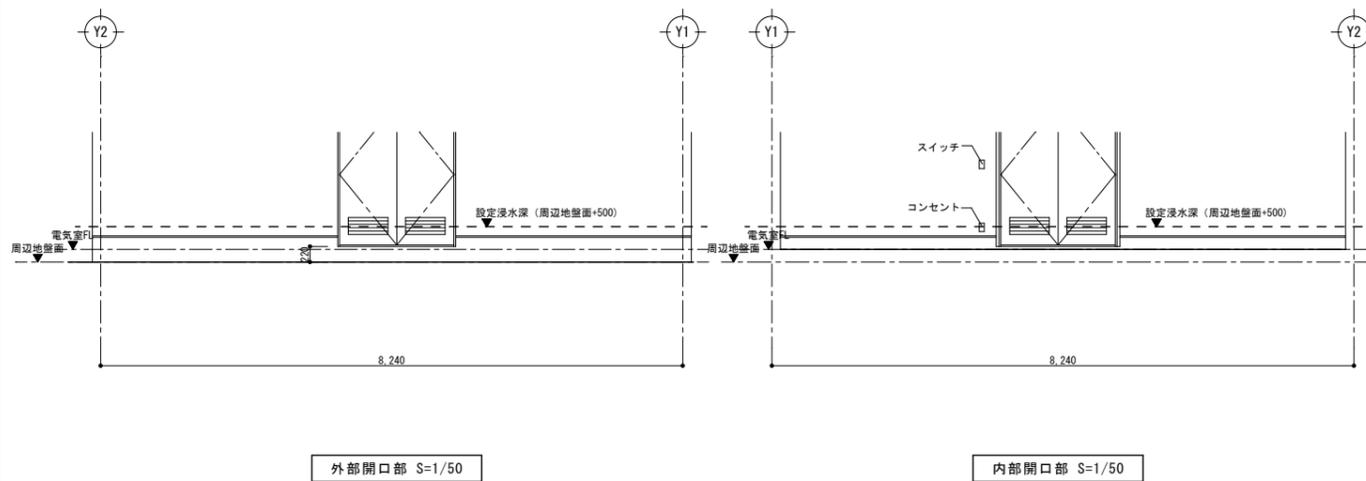
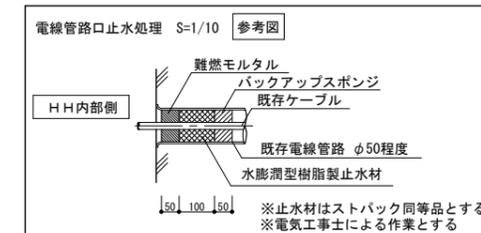
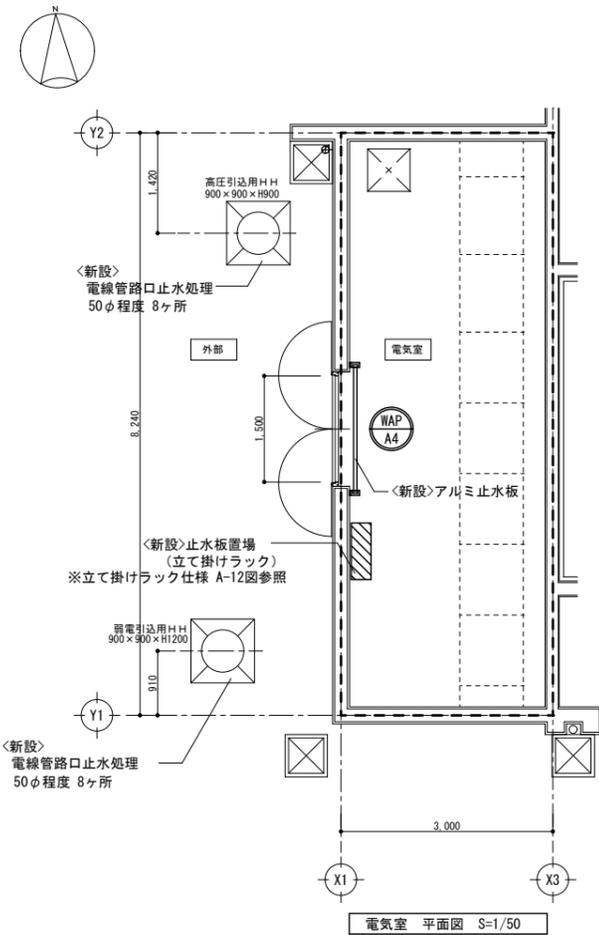
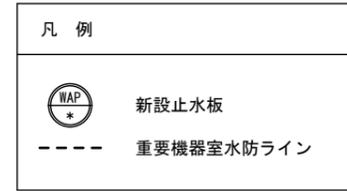
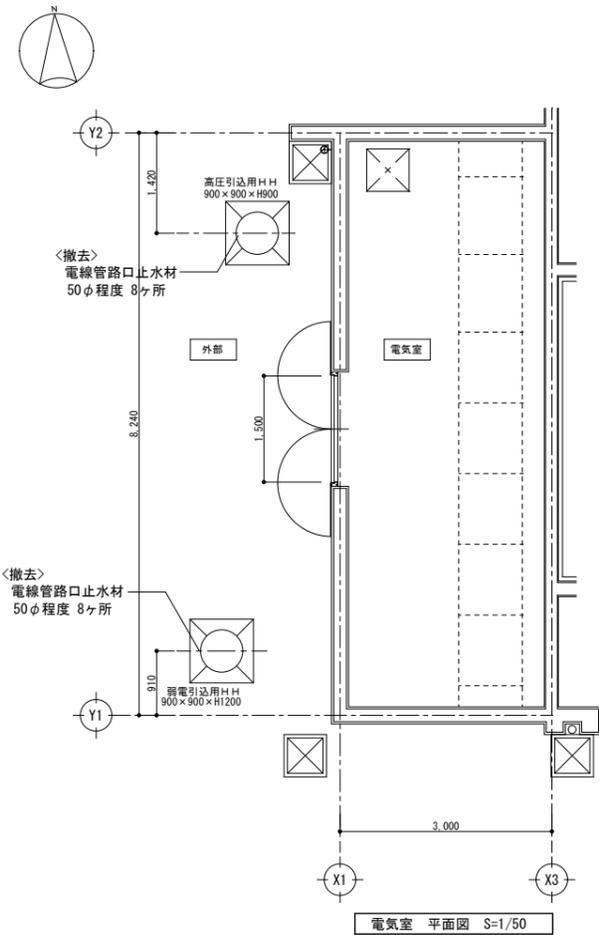


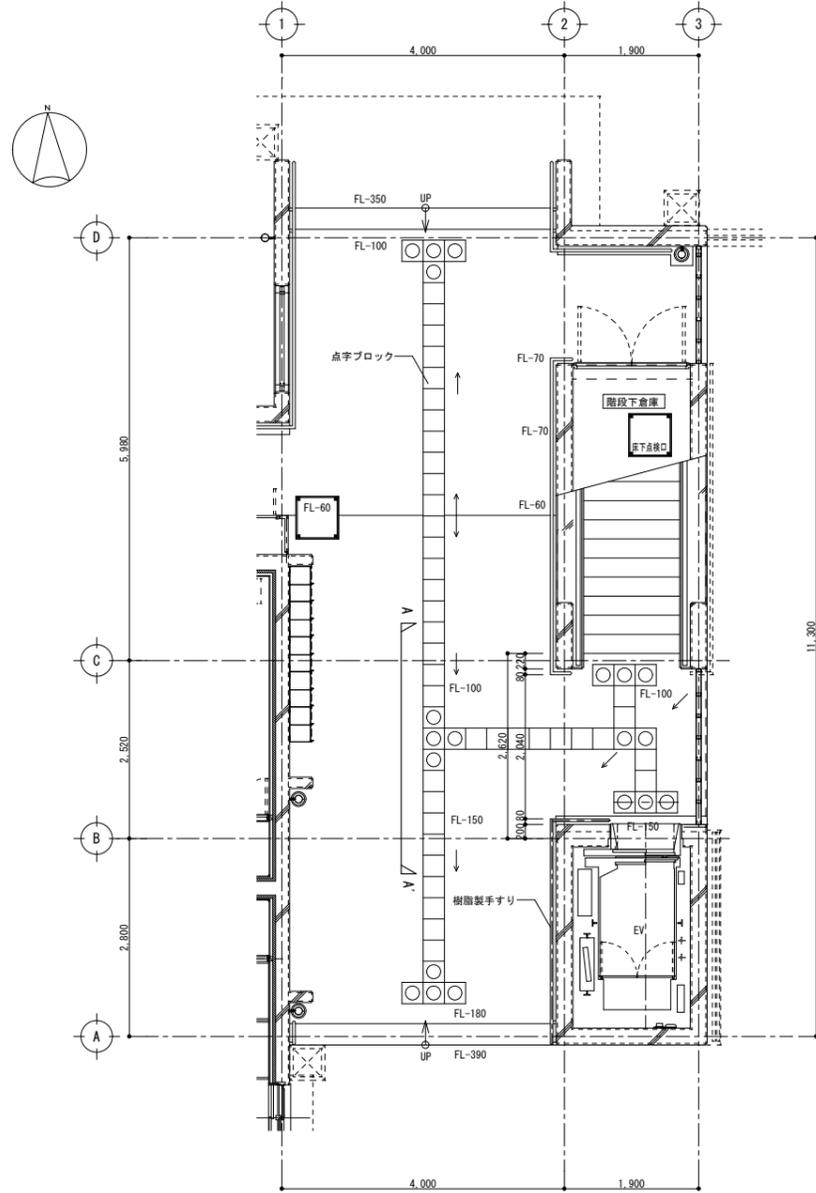
改修前 南松本団地 1 1号棟 E V



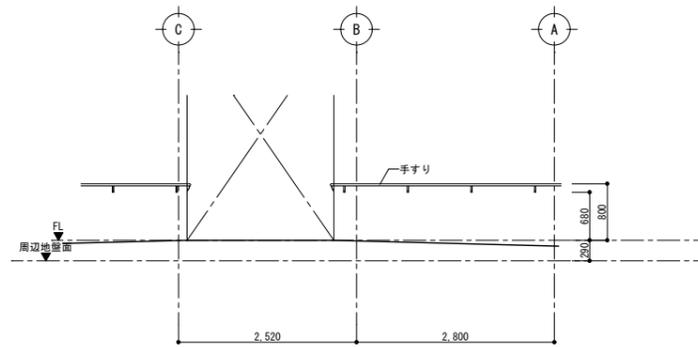
改修後 南松本団地 1 1号棟 E V



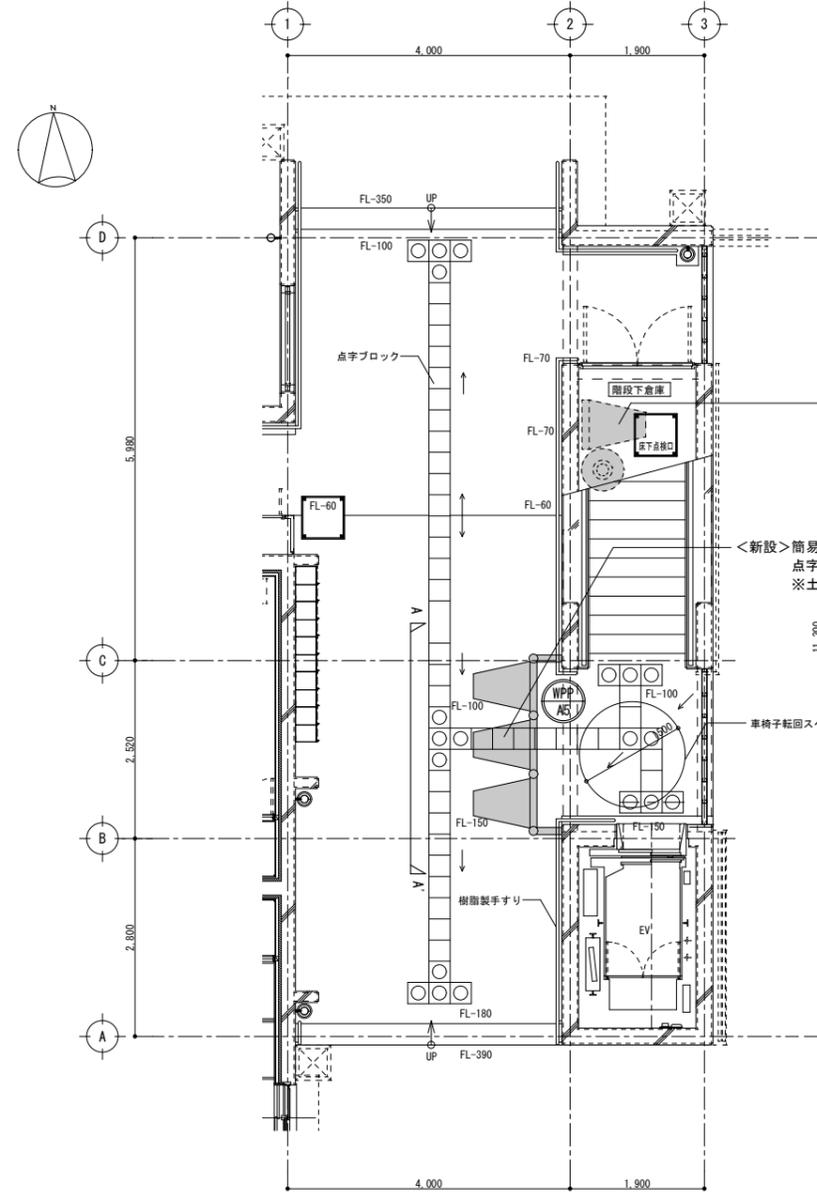




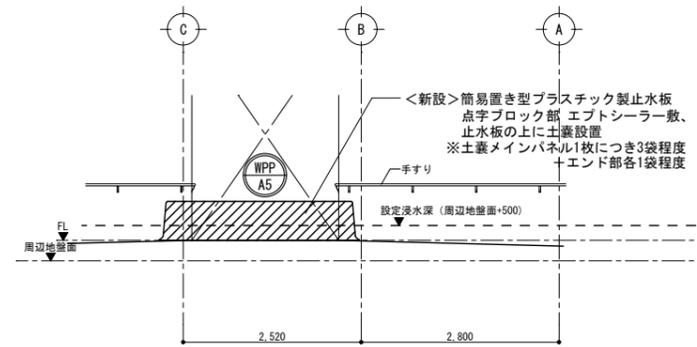
12号棟 E V 平面図 S=1/50



A-A' 開口部 S=1/50



12号棟 E V 平面図 S=1/50



A-A' 開口部 S=1/50

凡例	
	新設止水板

止水板収納 (土嚢、エプトシーラー共)

<新設>簡易置き型プラスチック製止水板  
点字ブロック部 エプトシーラー敷、止水板の上に土嚢設置  
※土嚢：メインパネル1枚につき3袋程度+エンド部各1袋程度

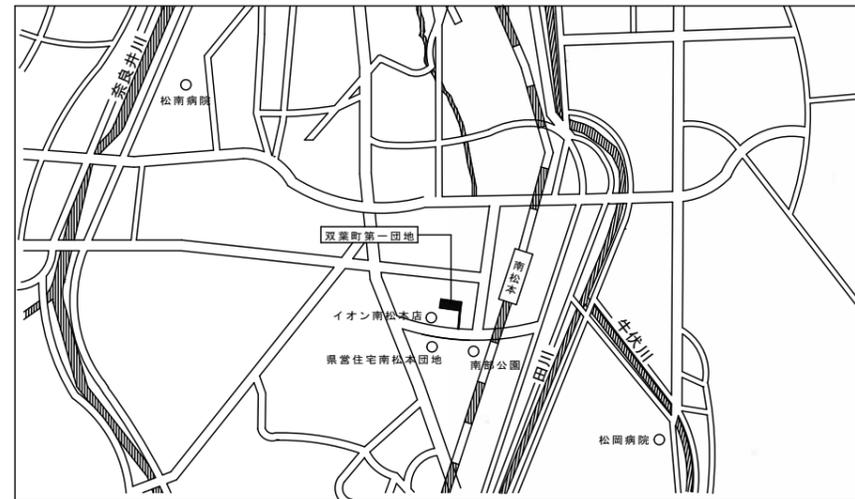
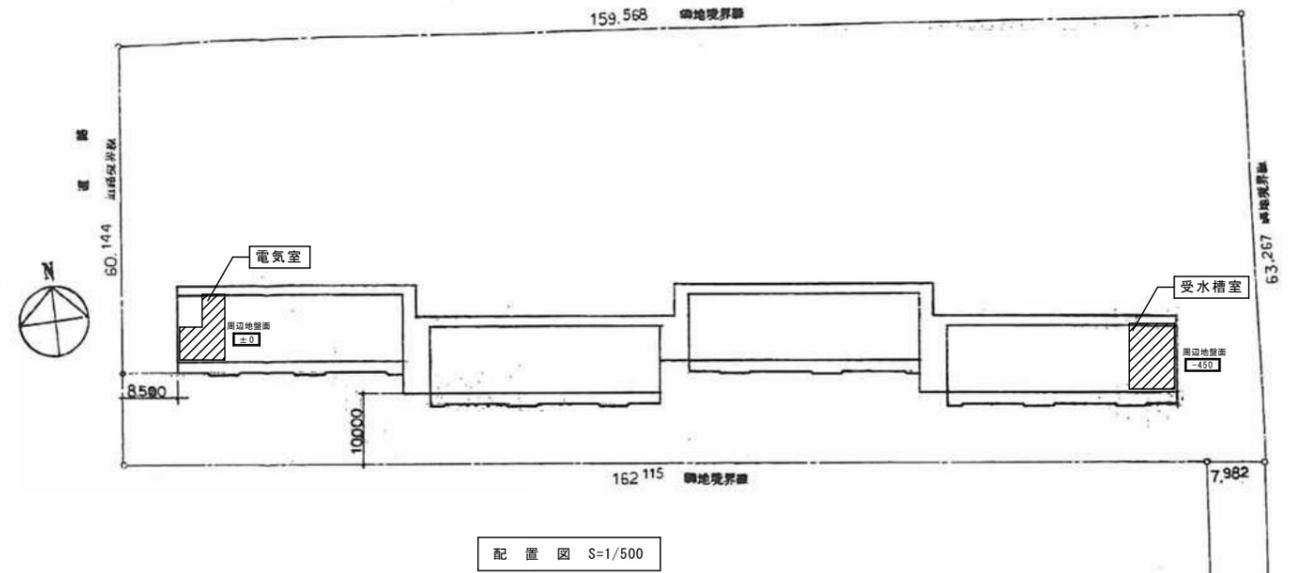
車椅子転回スペース確保

双葉町第一団地

概要

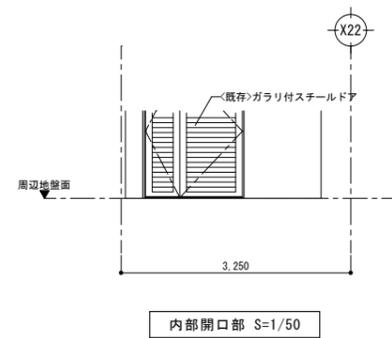
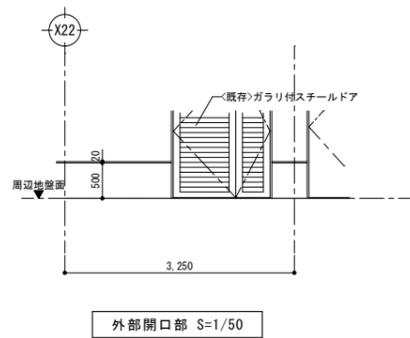
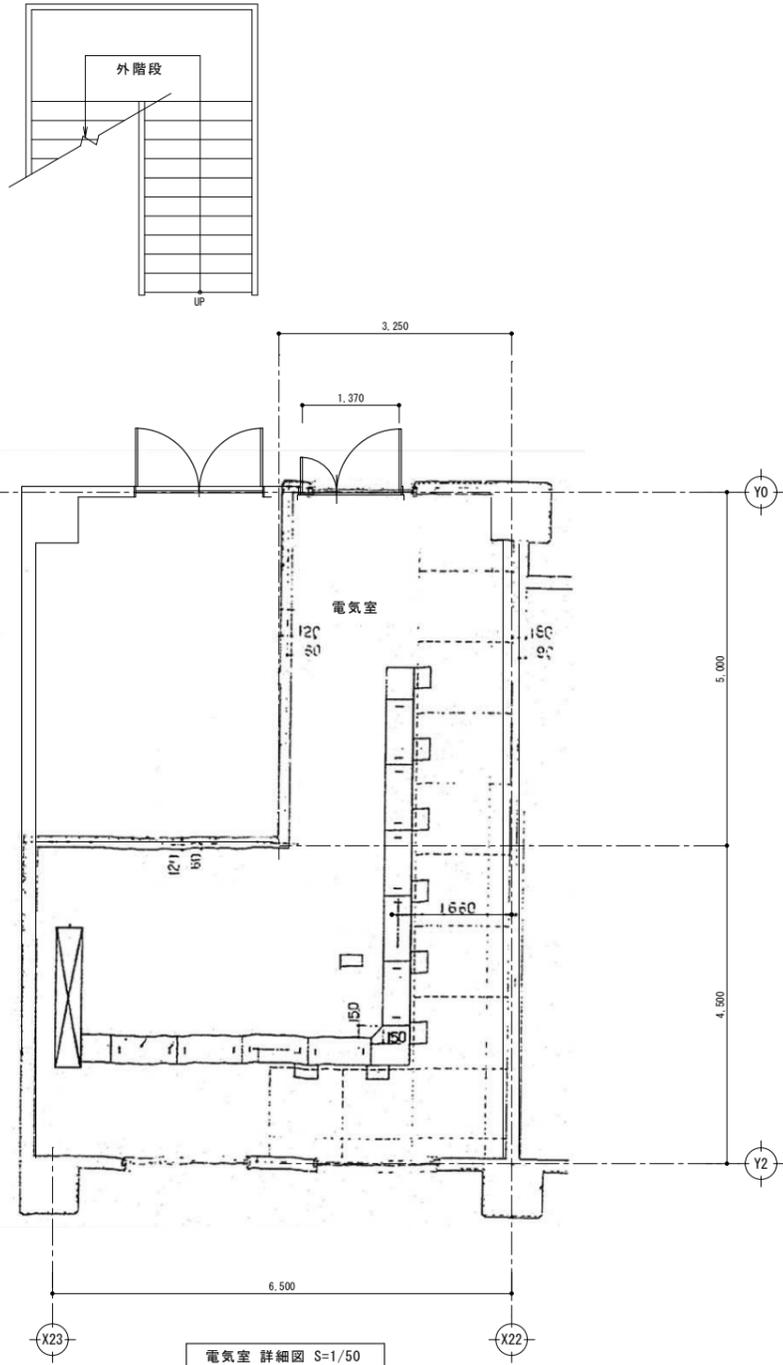
信濃川水系田川の氾濫により、設定浸水深(付近の地盤面から500mmの高さ)規模の洪水が起きてしまった場合に、重要設備が浸水しないよう対策を行う。

本施設対象重要設備：受変電設備、給水ポンプ（設定浸水深500mm以上の高さにある設備は非対象）  
対象電気室及び受水槽室に面する開口部に、止水板による浸水防止対策を行い、水の浸入を防ぐ。



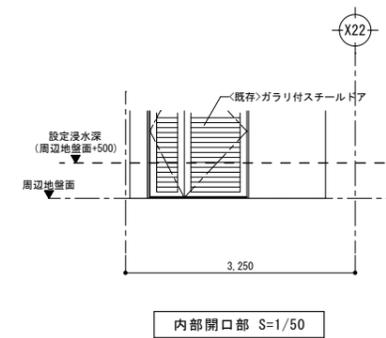
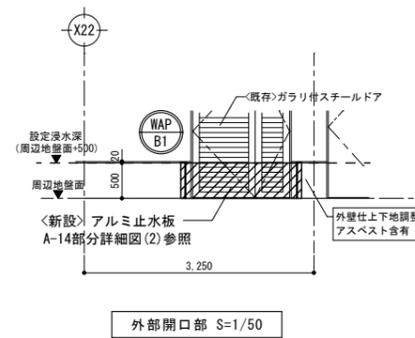
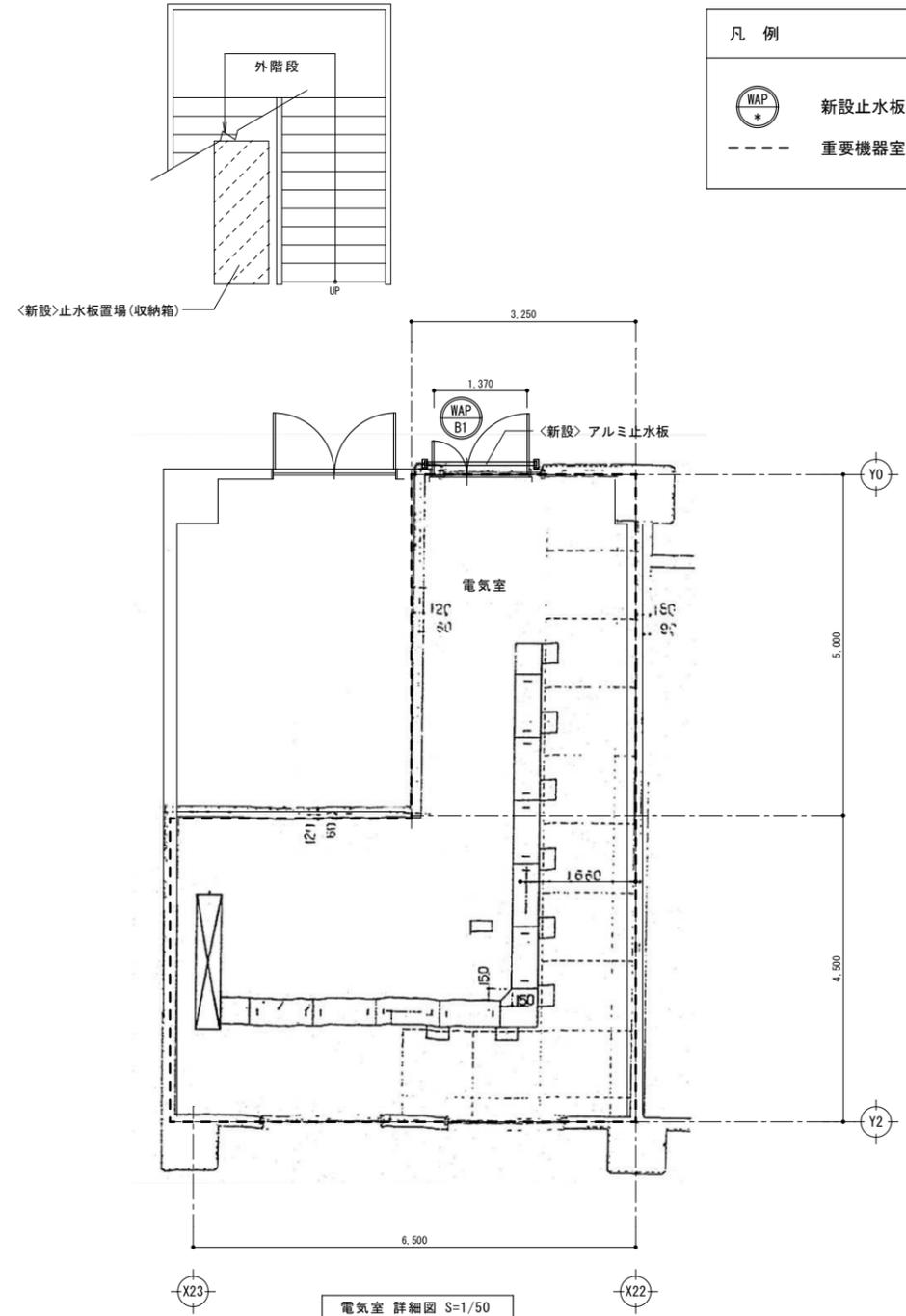
▨ 工事対象

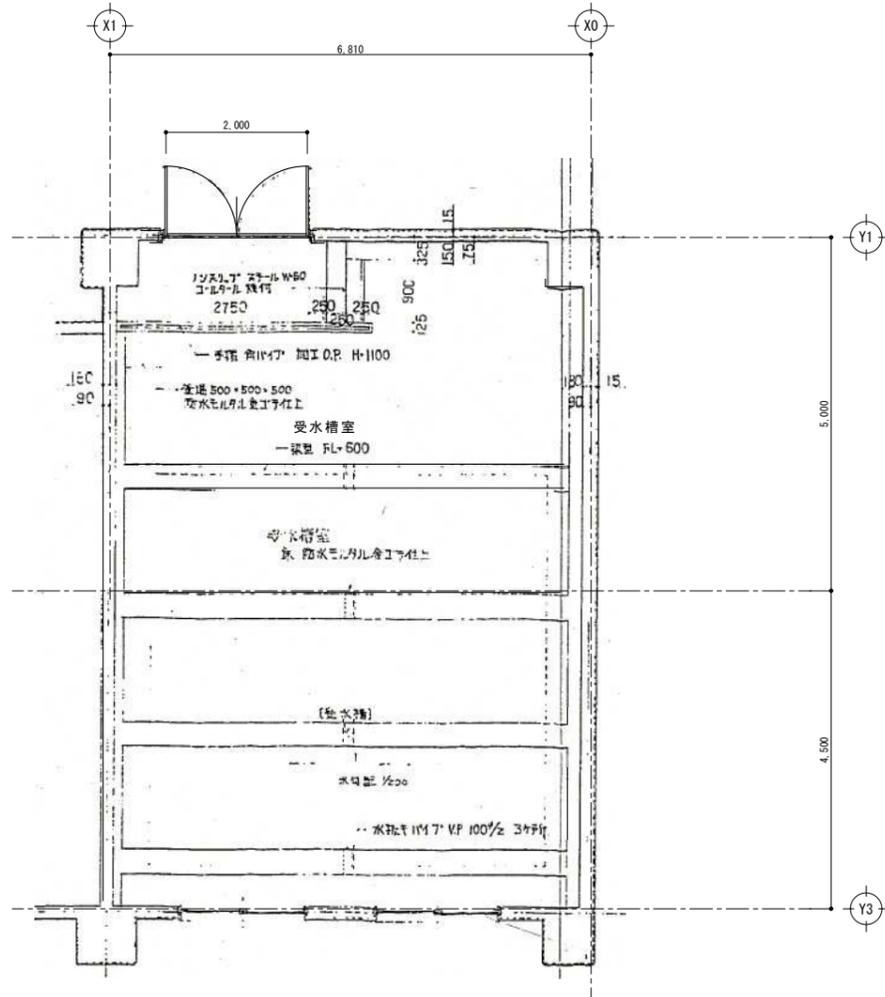




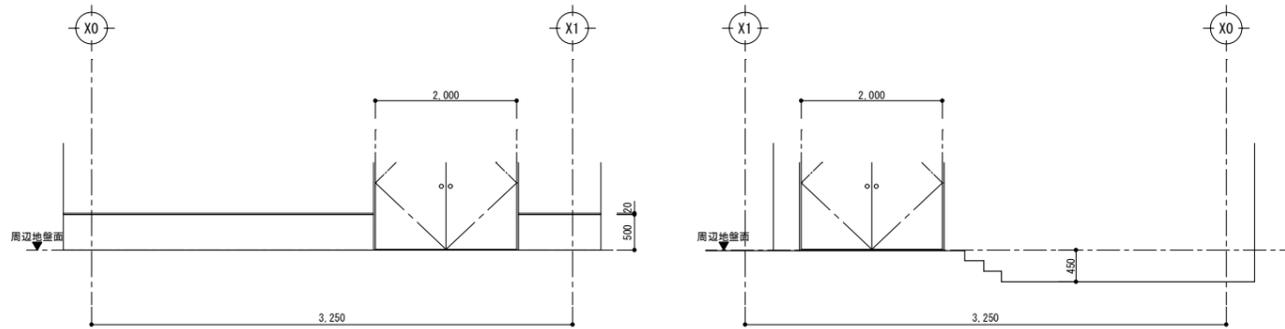
凡例

	新設止水板
	重要機器室水防ライン





受水槽室 詳細図 S=1/50



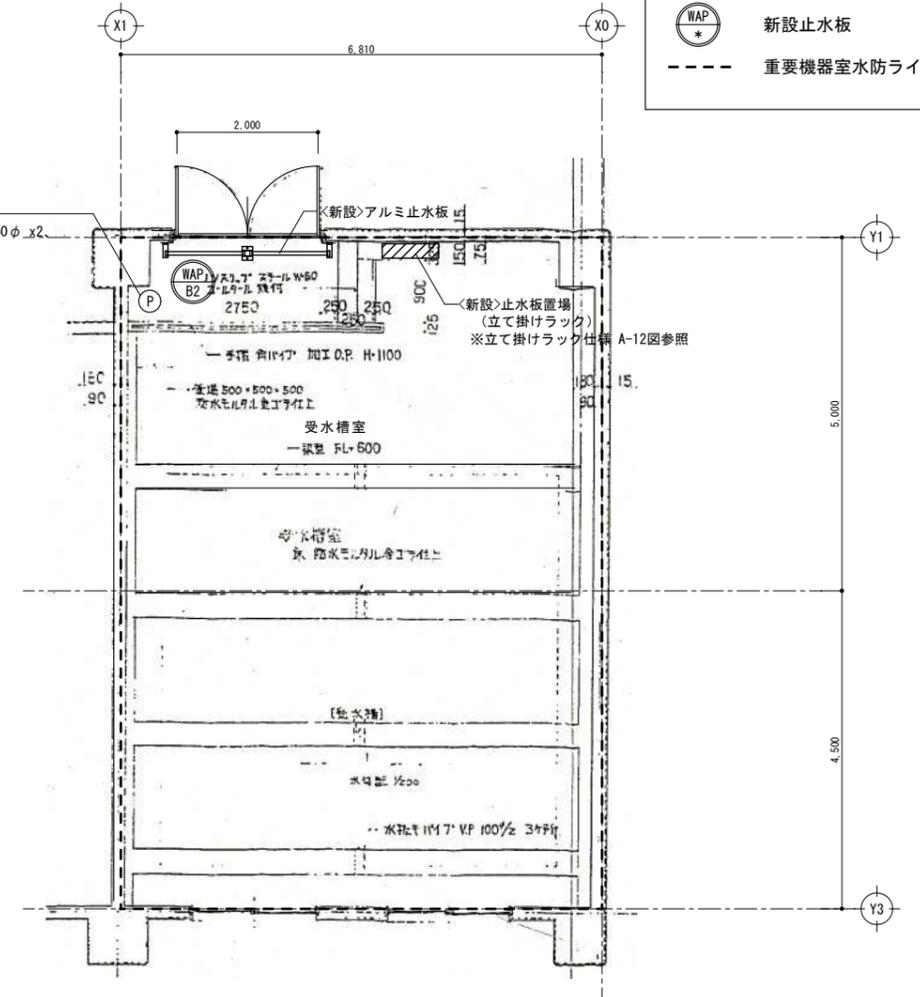
外部開口部 S=1/50

内部開口部 S=1/50

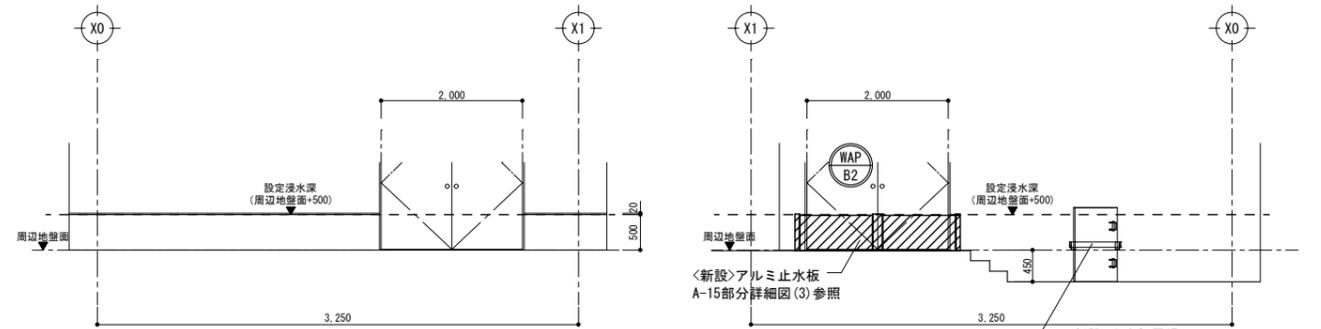
凡例

- WAP \* 新設止水板
- 重要機器室防水ライン

<備品>可搬式排水用ポンプ  
 ホースバンド オールステン製 SUS340 50φ 2  
 フラットビニールホース50φ 20m



受水槽室 詳細図 S=1/50



外部開口部 S=1/50

内部開口部 S=1/50

青木花見団地

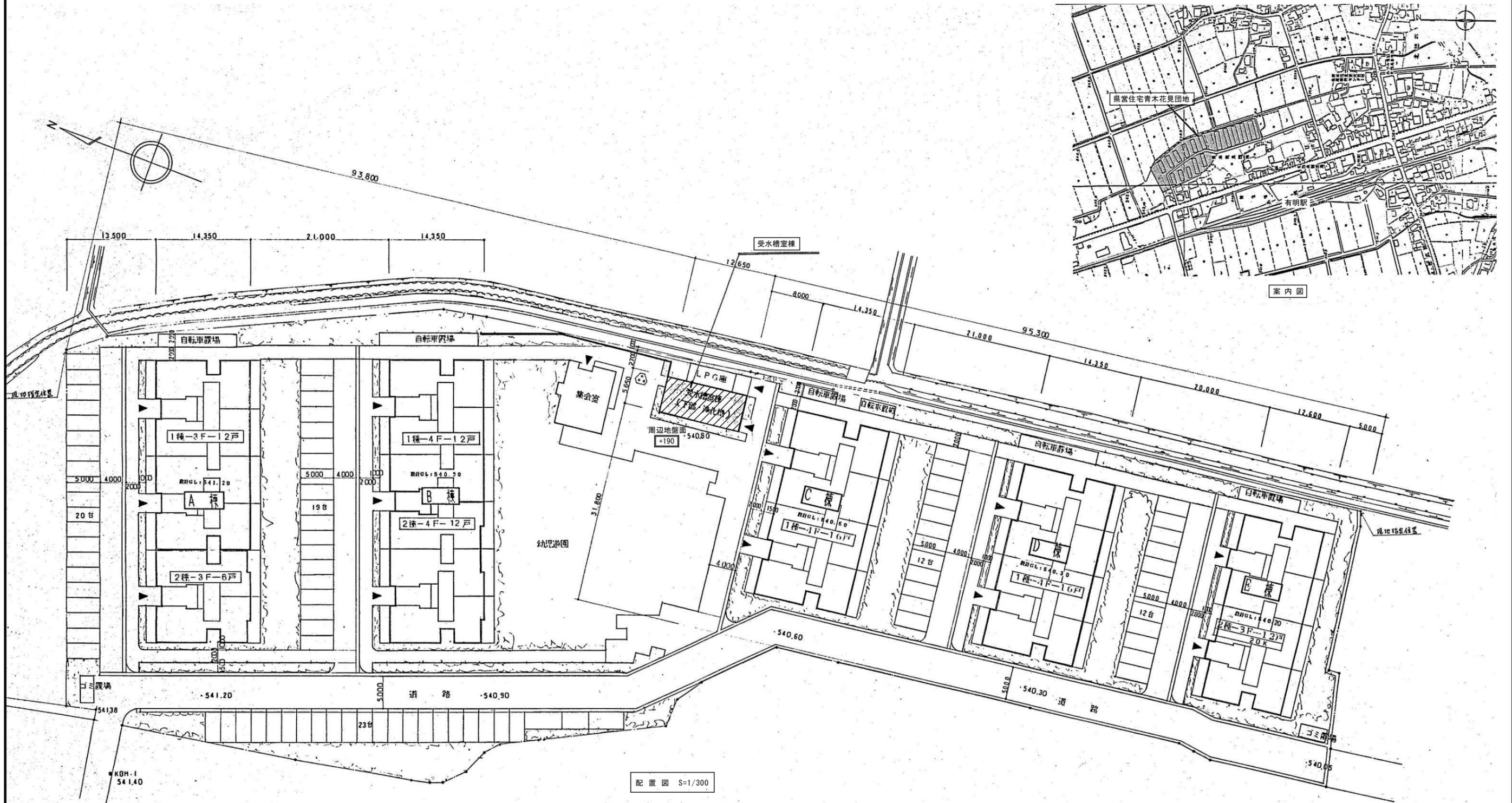
概要

信濃川水系穂高川の氾濫により、設定浸水深(付近の地盤面から500mmの高さ)規模の洪水が起きてしまった場合に、重要設備が浸水しないよう対策を行う。

本施設対象重要設備：給水ポンプ(設定浸水深500mm以上の高さにある設備は非対象)

対象受水槽室に面する開口部に、止水板による浸水防止対策を行い水の浸入を防ぐ。

 工事対象



配置図 S=1/300



有限会社 A & A 構造研究所



長野県住宅供給公社

部長 課長 調整幹 課長代理 係長 係員 担当

工事名称  
令和7年度  
県営住宅(松本)南松本団地ほか浸水防止対策工事

図面名称  
〔県営住宅 青木花見団地〕  
配置図・案内図

縮尺  
A1:1/300  
A3:1/600  
日付  
2025/07

No.  
A-10



止水板共通事項

表示略号	略号	建具
WAP	アルミ製止水板	

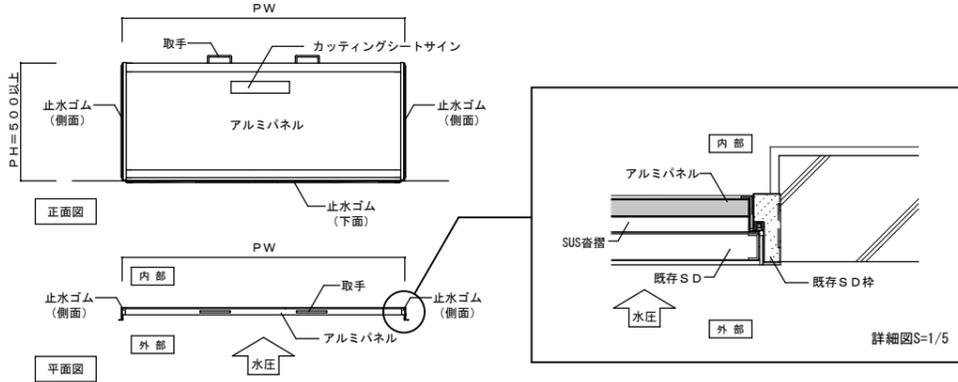
パネル材質 アルミ押出形材  
 パネル色 シルバー  
 パネル高さ 500mm以上  
 止水性能 はめ込み式：2.0(L/h・m)以下 (JIS等級：Ws-3以上)  
 脱着式：2.0(L/h・m)以下 (JIS等級：Ws-3以上)  
 設置方法 はめ込み式・脱着式(下部レール無し) ※止水板重量1枚当たり20kg以下とする

表示略号	略号	建具
WPP	プラスチック製止水板	

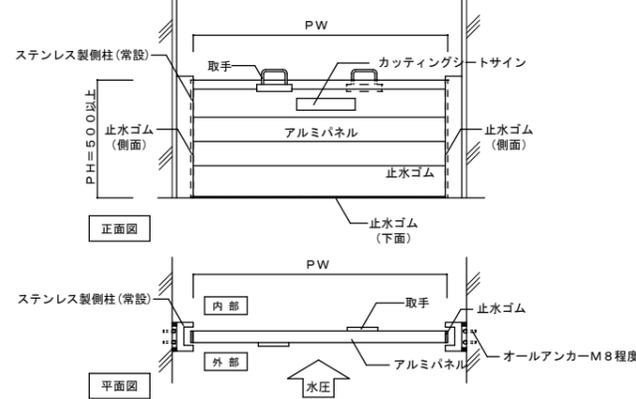
パネル材質 プラスチック製  
 パネル高さ 500mm以上  
 止水性能 5.0(L/h・m)以下 (JIS等級：Ws-1以上)  
 設置方法 簡易置き型

止水板姿図

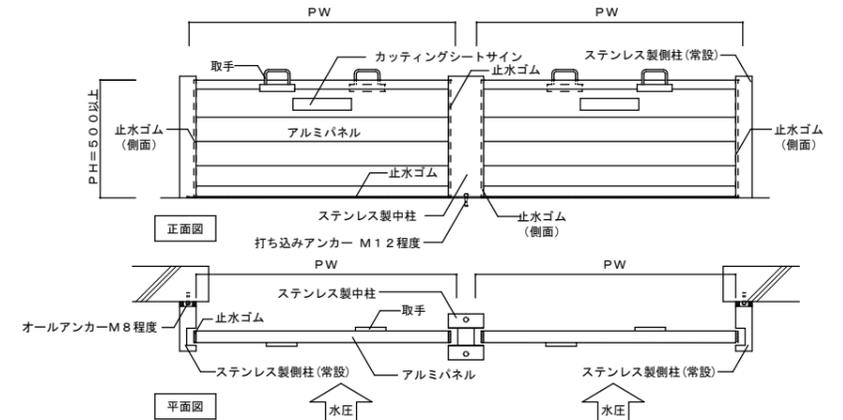
【SDはめ込み式アルミ製止水板】(支柱不要)  
 ※ラケットSD同等品



【脱着式アルミ製止水板 一層一連式】



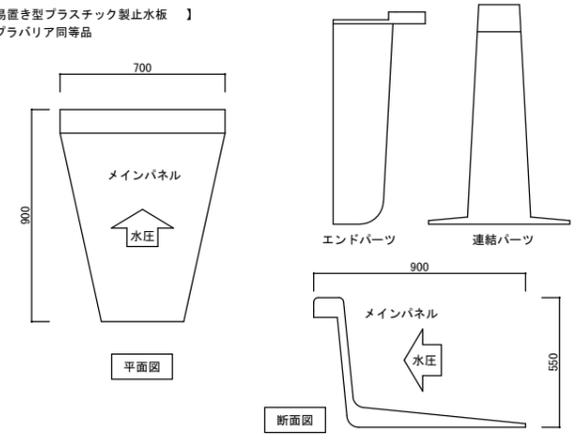
【脱着式アルミ製止水板 一層二連式】



止水板建具表(新設)

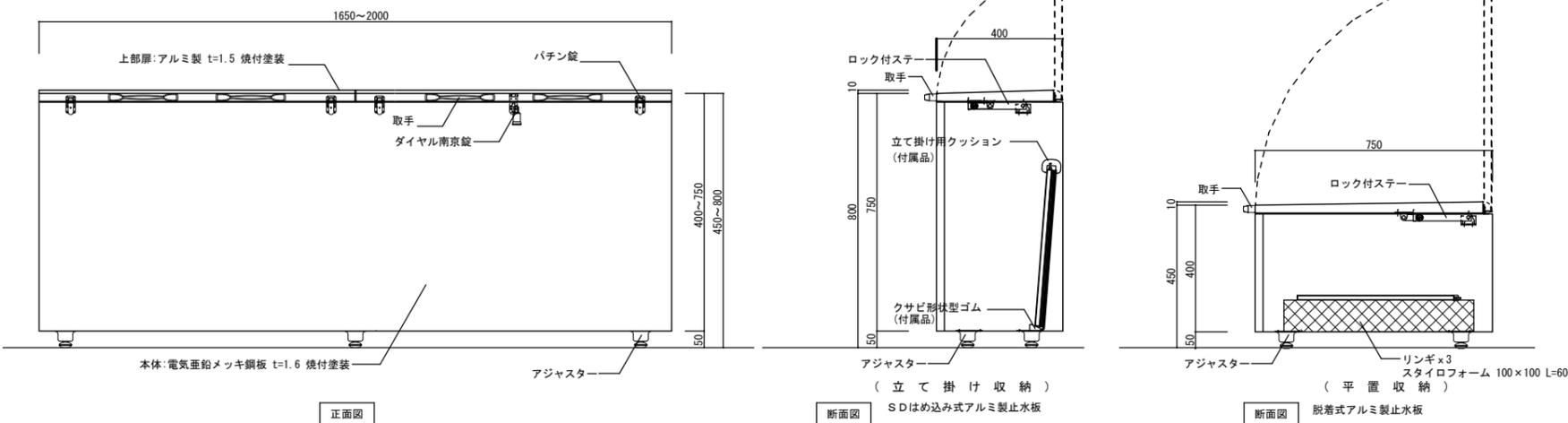
符号	建具分類	設置場所	数量	寸法(mm)		形状	補助部材	既存仕上げ	備考
				幅(W)	高さ(H)				
WAP-A1	SDはめ込み式アルミ製止水板(内部常設)	南松本団地 8号棟 電気室	1	1,800	500~	—	側柱:0本 中柱:0本	壁: <一部撤去>グラスウールマット布貼り t=50 (RC壁) 巾木:モルタル巾木 床:モルタル金ゴテ 防塵塗装	収納方法:外部(ベースブロック上 収納箱設置) 収納箱内立て掛け収納 W2000×H800×D400
WAP-A2	SDはめ込み式アルミ製止水板(内部常設)	南松本団地 11号棟付属棟 電気室	1	1,500	500~	—	側柱:0本 中柱:0本	壁:複合板t=25 EP塗装 (RC壁) 巾木:— 床:モルタル金ゴテ	収納方法:外部(基礎打ちの上 収納箱設置) 収納箱内立て掛け収納 W1650×H800×D400
WPP-A3	簡易置き型プラスチック製止水板	南松本団地 11号棟 EV	1		500~	コの字配置	メインパーツ:6枚 エンドパーツ:2個 連結パーツ:7個	壁:外装複層塗材吹付E (RC壁) 巾木:— 床:モルタル金ゴテ 防塵塗装	収納方法:階段室倉庫 スタッキング収納 止水パネルに干渉する点字ブロック部分はエプトシーラー敷1000×2000×t10(3枚) + 土嚢砂入(20袋)を併用 ※土嚢20kg程度/袋
WAP-A4	脱着式アルミ製止水板(内部常設)	南松本団地 12号棟 電気室	1	1,700	500~	一層一連	側柱:2本(常設) 中柱:0本	壁:土間コンクリート モルタル金ゴテt=30 巾木:— 床:モルタル金ゴテ 防塵塗装	収納方法:内部壁立て掛け
WPP-A5	簡易置き型プラスチック製止水板	南松本団地 12号棟 EV	1		500~	コの字配置	メインパーツ:3枚 エンドパーツ:2個 連結パーツ:4個	壁:外装複層塗材吹付E (RC壁) 巾木:— 床:モルタル金ゴテ 防塵塗装	収納方法:階段室倉庫 スタッキング収納 止水パネルに干渉する点字ブロック部分はエプトシーラー敷1000×2000×t10(2枚) + 土嚢砂入(11袋)を併用 ※土嚢20kg程度/袋
WAP-B1	脱着式アルミ製止水板	双葉町第1団地 電気室	1	1,570	500~	一層一連	側柱:2本(常設) 中柱:0本	壁:コンクリート打放 (外部)外壁仕上下地調整材アスベスト含有 巾木:— 床:モルタル金ゴテ	収納方法:外部階段下 収納箱内平面収納 W1900×H450×D750
WAP-B2	脱着式アルミ製止水板(内部常設)	双葉町第1団地 受水槽室	2	2,150 (1枚:1,025)	500~	一層二連	側柱:2本(常設) 中柱:1本	壁:コンクリート打放 モルタル金ゴテ 見なしアスベスト含有 巾木:— 床:モルタル金ゴテ	収納方法:内部壁立て掛け
WAP-C1	脱着式アルミ製止水板(内部常設)	青木花見団地 受水槽室	2	2,280 (1枚:1,090)	500~	一層二連	側柱:2本(常設) 中柱:1本	壁:グラスウールマット布貼り t=50 (RC壁) 巾木:— 床:コンクリート打放し金ゴテ	収納方法:内部壁立て掛け

【簡易置き型プラスチック製止水板】  
 ※パラバリア同等品

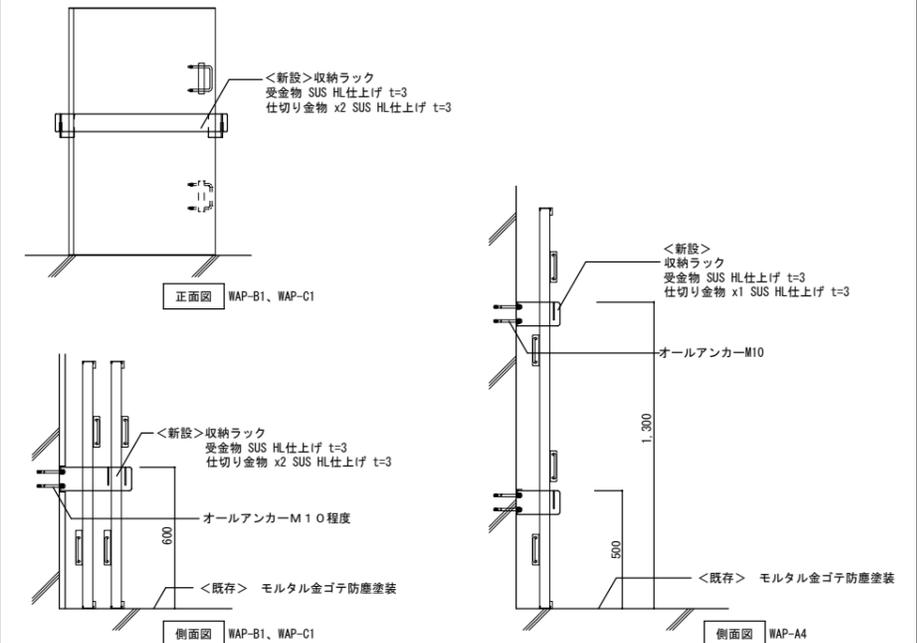


収納箱仕様 S=1/10

- 【収納保管についての注意事項】
- ・止水ゴムがつぶれないように収納し保管すること。
  - ・高温、多湿、日射、雨がかりをさけて保管すること。
  - ・保管時に止水板の上に物を載せないように保管すること。
  - ・防火設備から15cm以上離れたところで保管すること。



立て掛けラック仕様 S=1/15



有限会社 A & A 構造研究所



長野県住宅供給公社

部長 課長 調整幹 課長代理 係長 係員 担当

工事名称  
 令和7年度  
 県営住宅(松本) 南松本団地ほか浸水防止対策工事

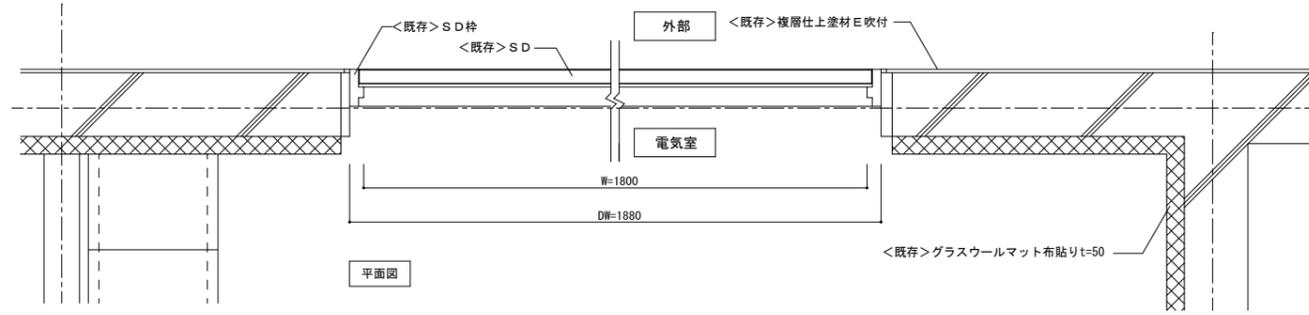
図面名称  
 止水板仕様

縮尺  
 A1:1/10, 1/15  
 A3:1/20, 1/30  
 日付  
 2025/07

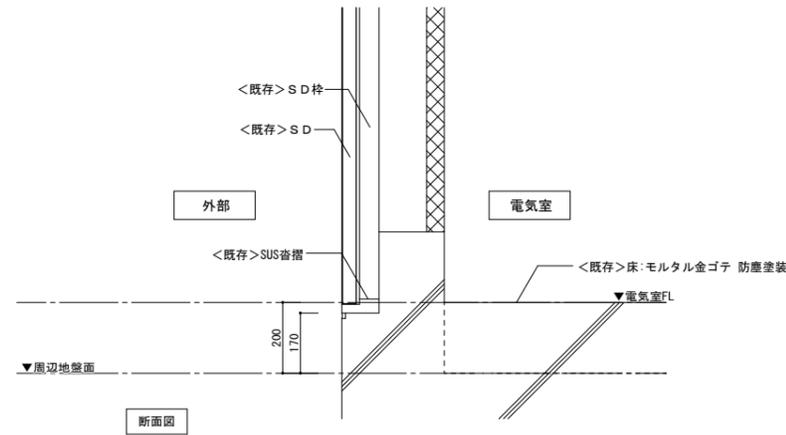
No.  
 A-12

[ WAP-A 1 ] 南松本団地 8号棟電気室

改修前

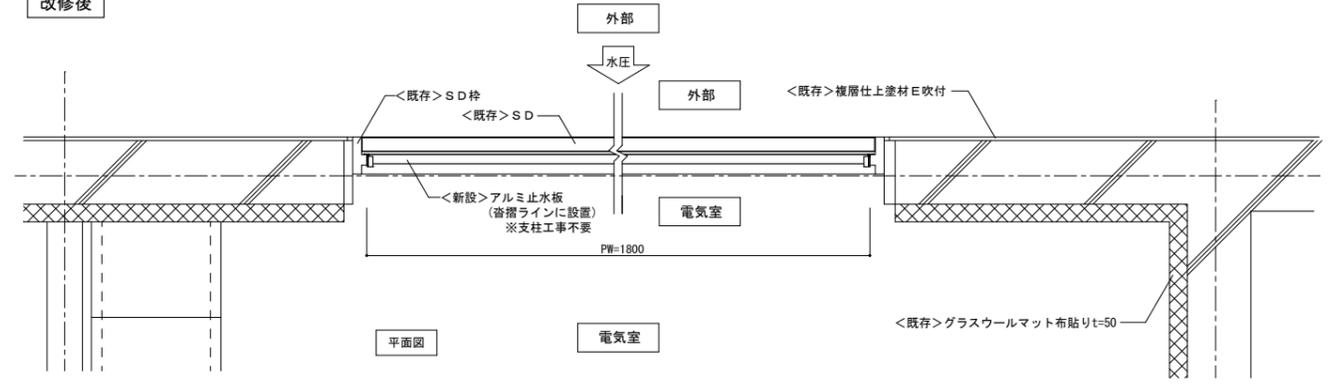


平面図

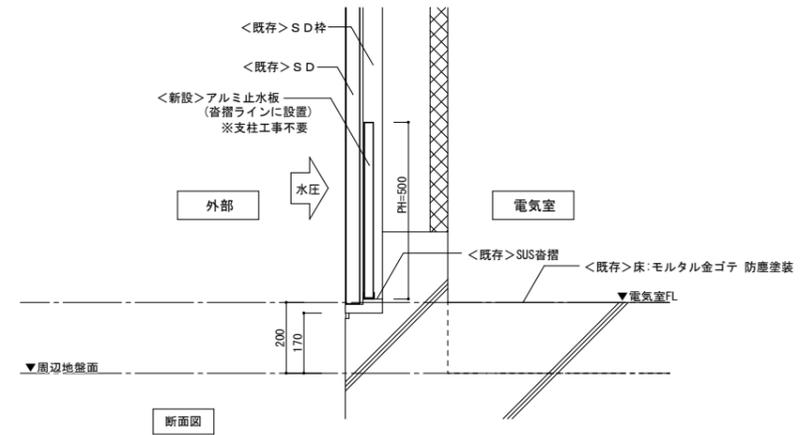


断面図

改修後



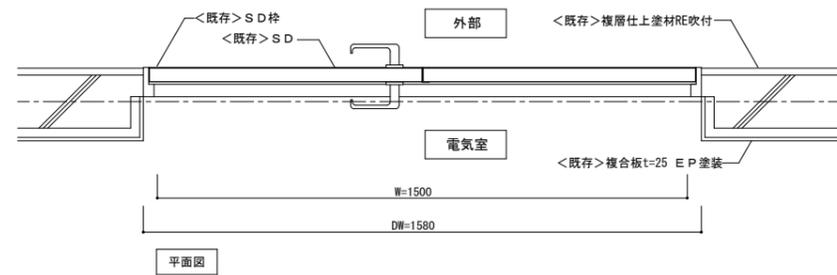
平面図



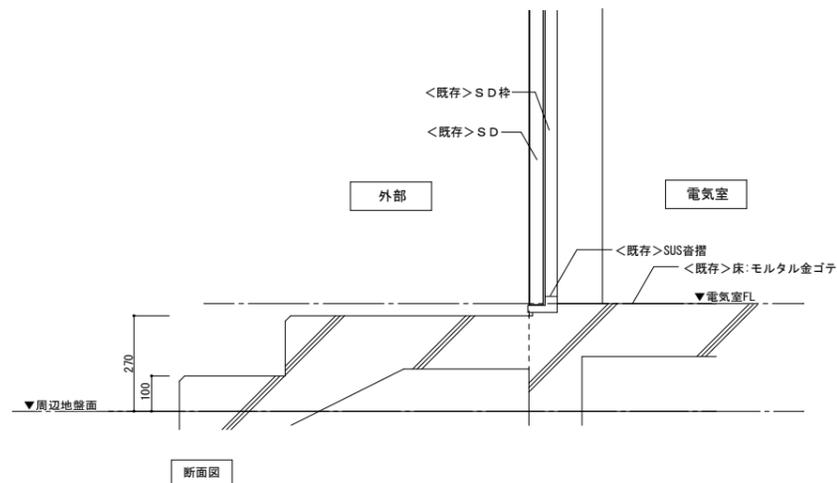
断面図

[ WAP-A 2 ] 南松本団地 11号棟付属棟 電気室

改修前

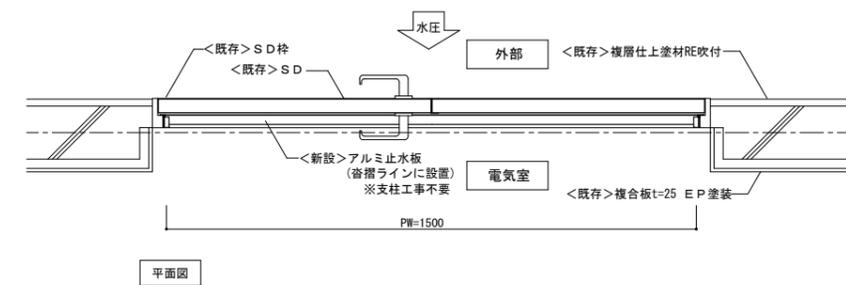


平面図

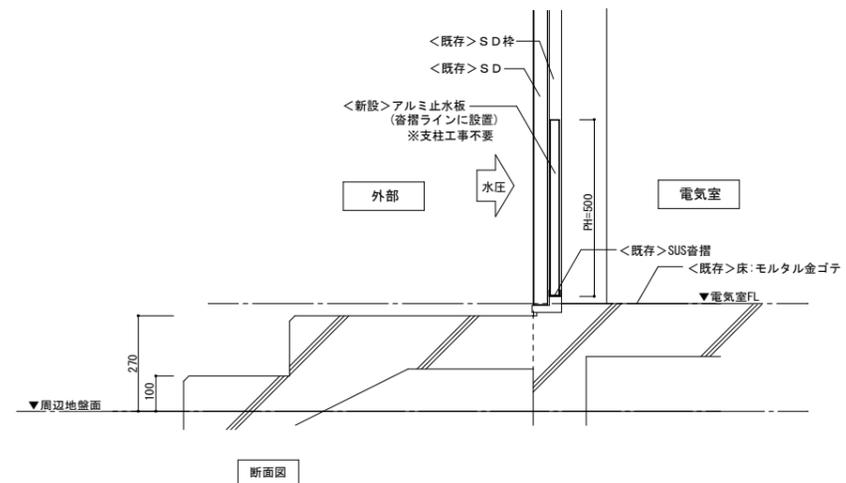


断面図

改修後



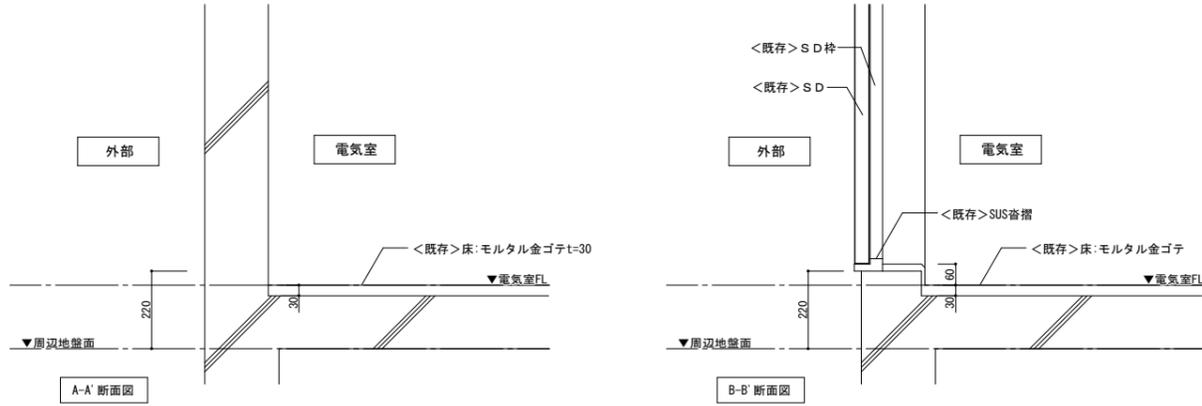
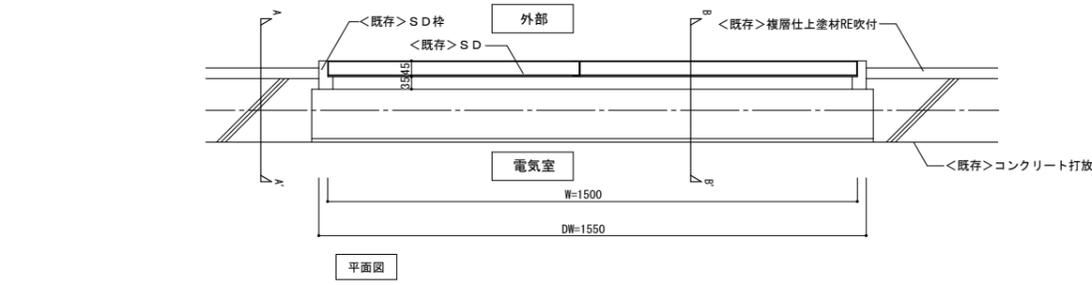
平面図



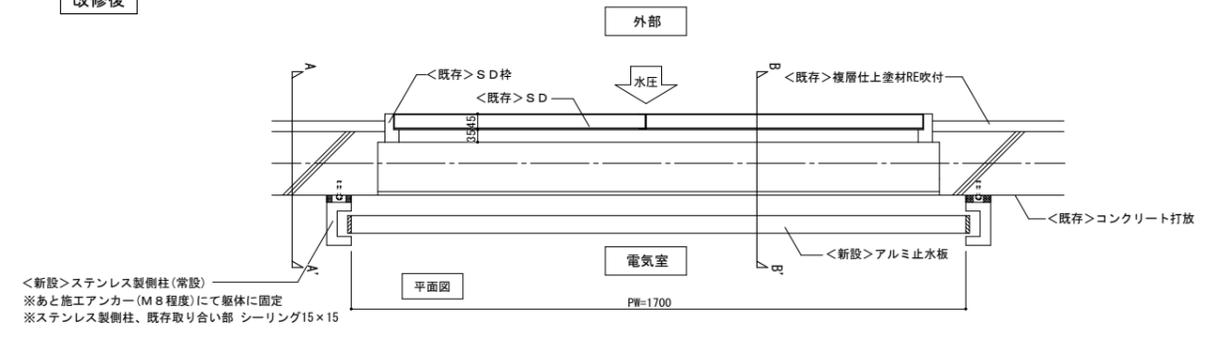
断面図



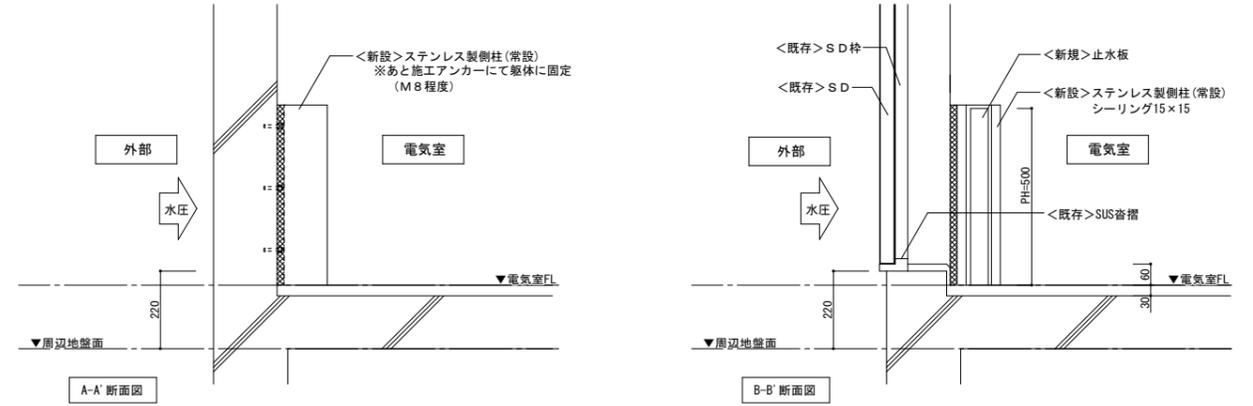
改修前



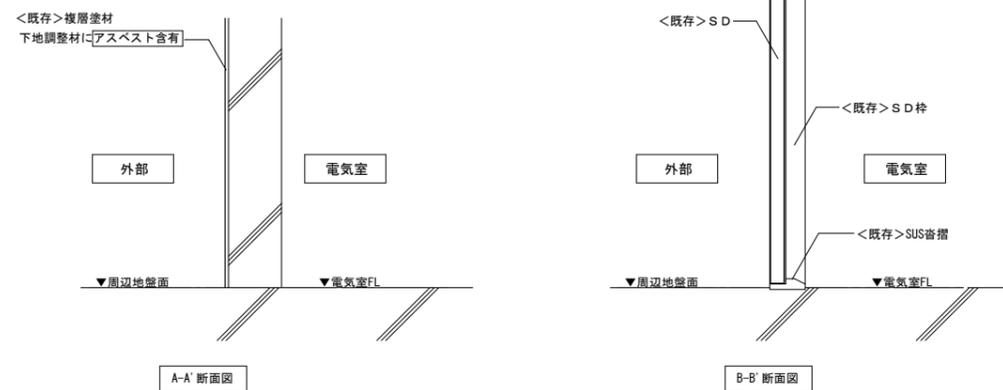
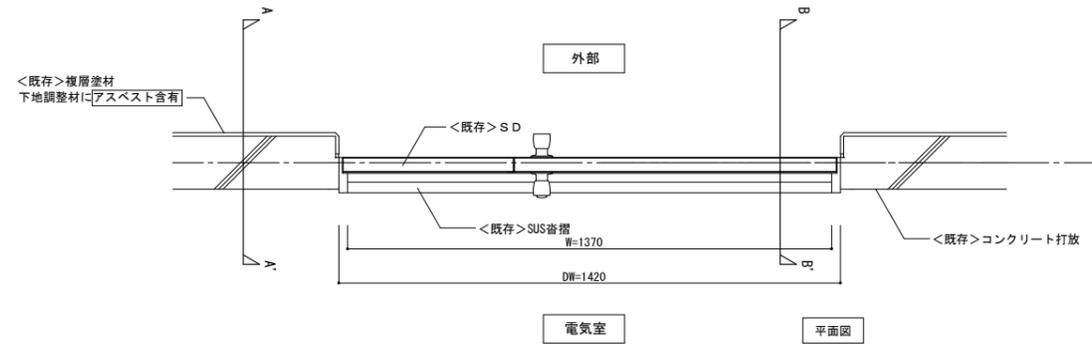
改修後



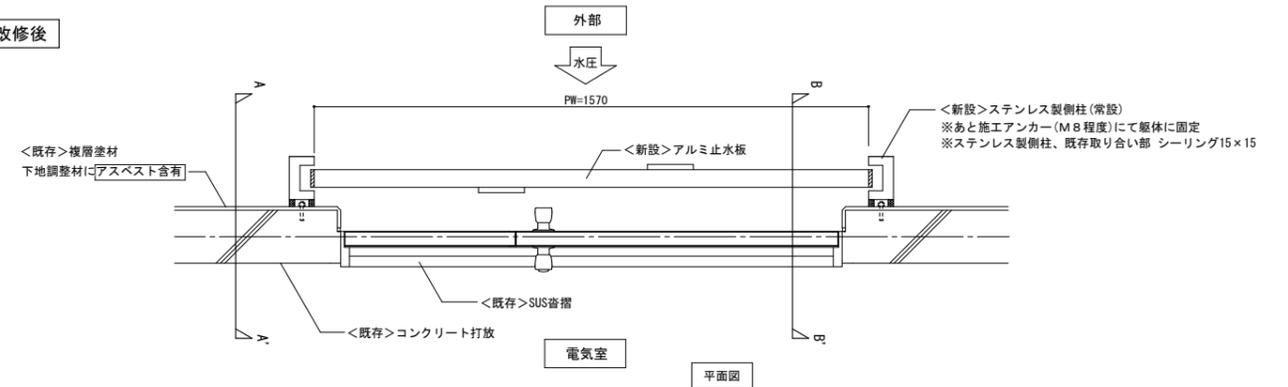
<新設>ステンレス製側柱(常設)  
※あと施工アンカー(M8程度)にて躯体に固定  
※ステンレス製側柱、既存取り合い部 シーリング15×15



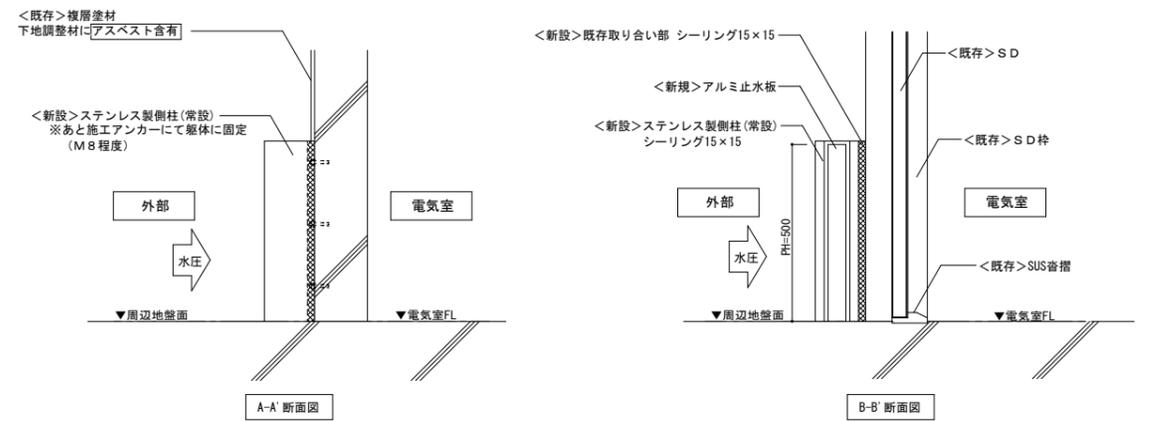
改修前



改修後

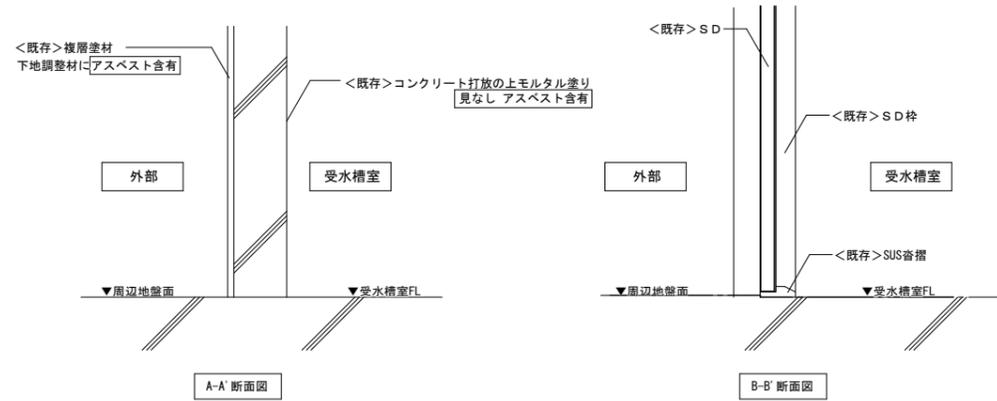
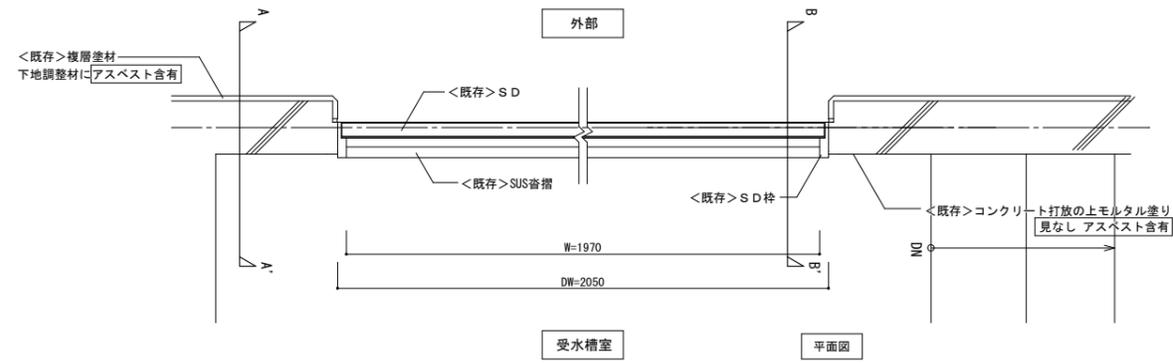


<新設>ステンレス製側柱(常設)  
※あと施工アンカー(M8程度)にて躯体に固定  
※ステンレス製側柱、既存取り合い部 シーリング15×15

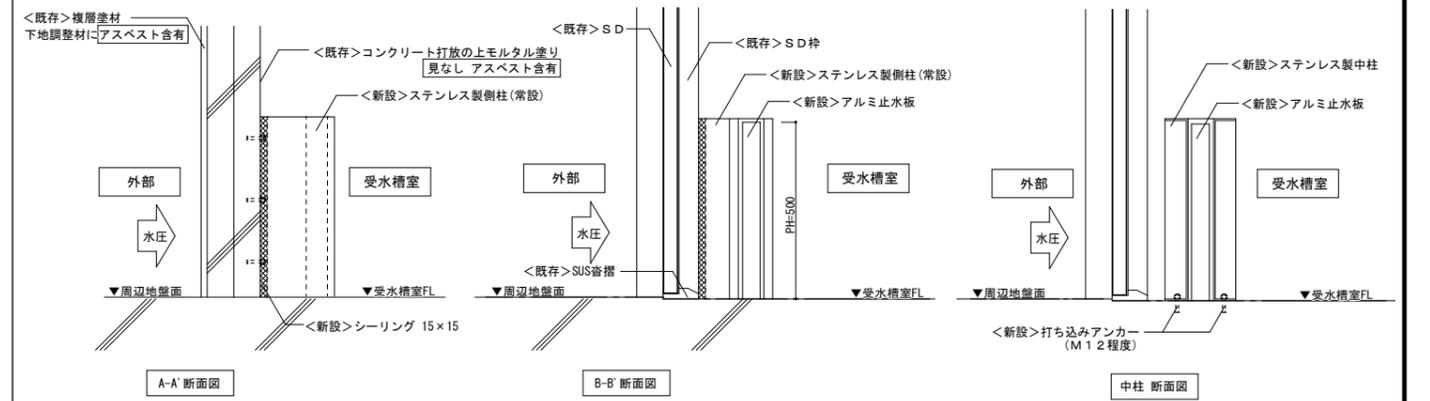
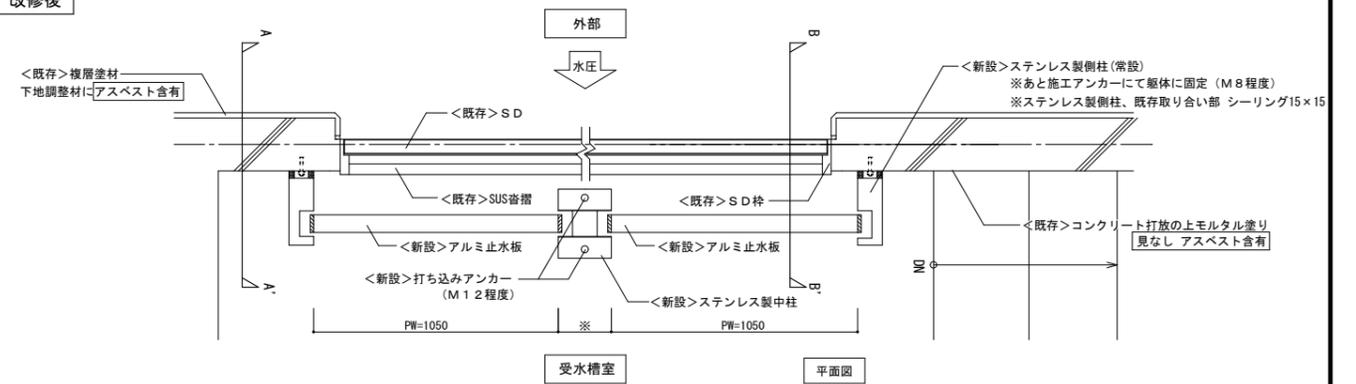


[ WAP-B 2 ] 双葉町第一団地 受水槽室

改修前

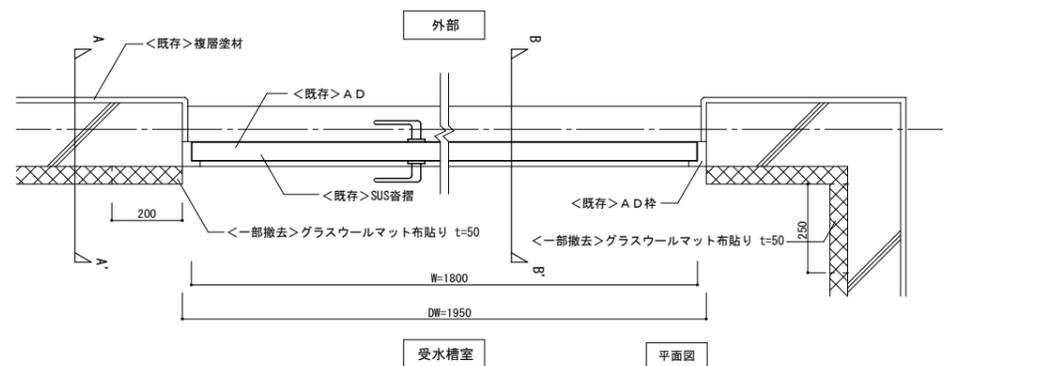


改修後

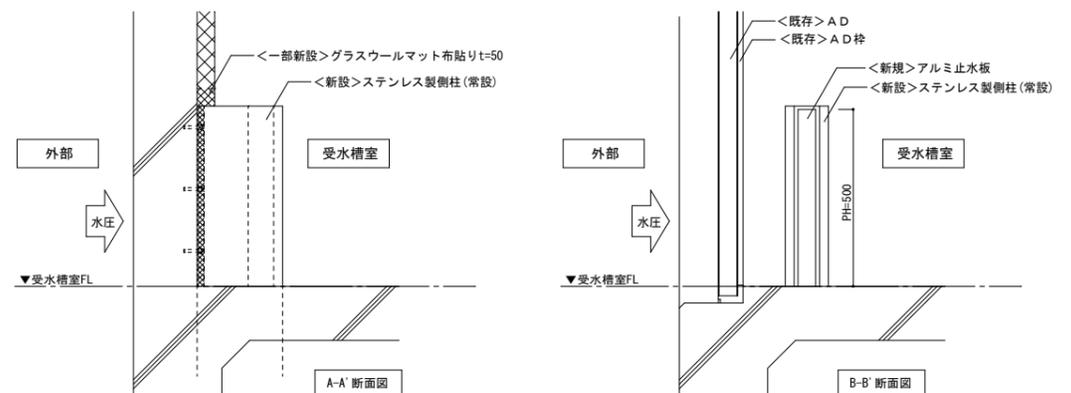
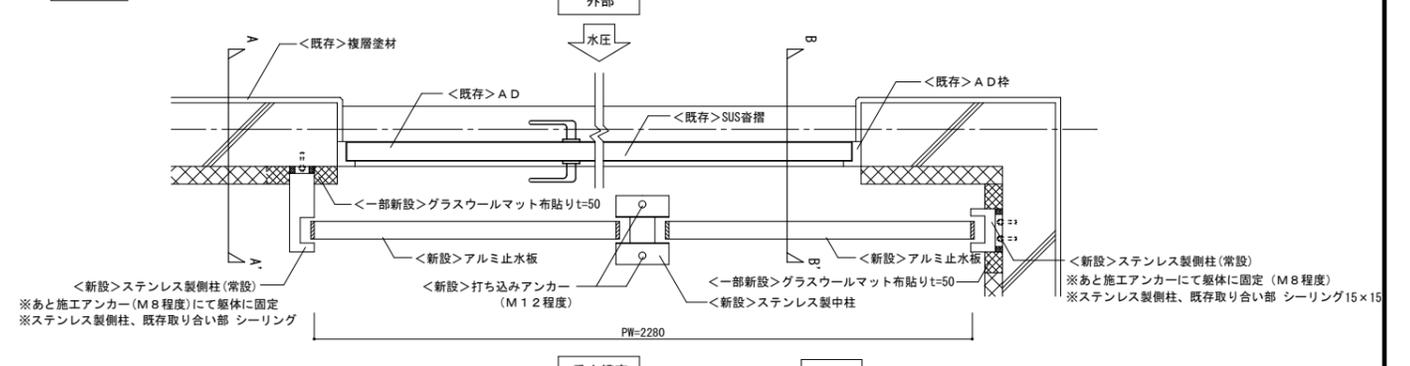


[ WAP-C 1 ] 青木花見団地 受水槽室

改修前



改修後



有限会社 A & A 構造研究所



長野県住宅供給公社

部長 課長 調整幹 課長代理 係長 係員 担当

工事名称  
令和7年度  
県営住宅(松本)南松本団地ほか浸水防止対策工事

図面名称  
部分詳細図(3)

縮尺  
A1:1/10  
A3:1/20  
B付  
2025/07

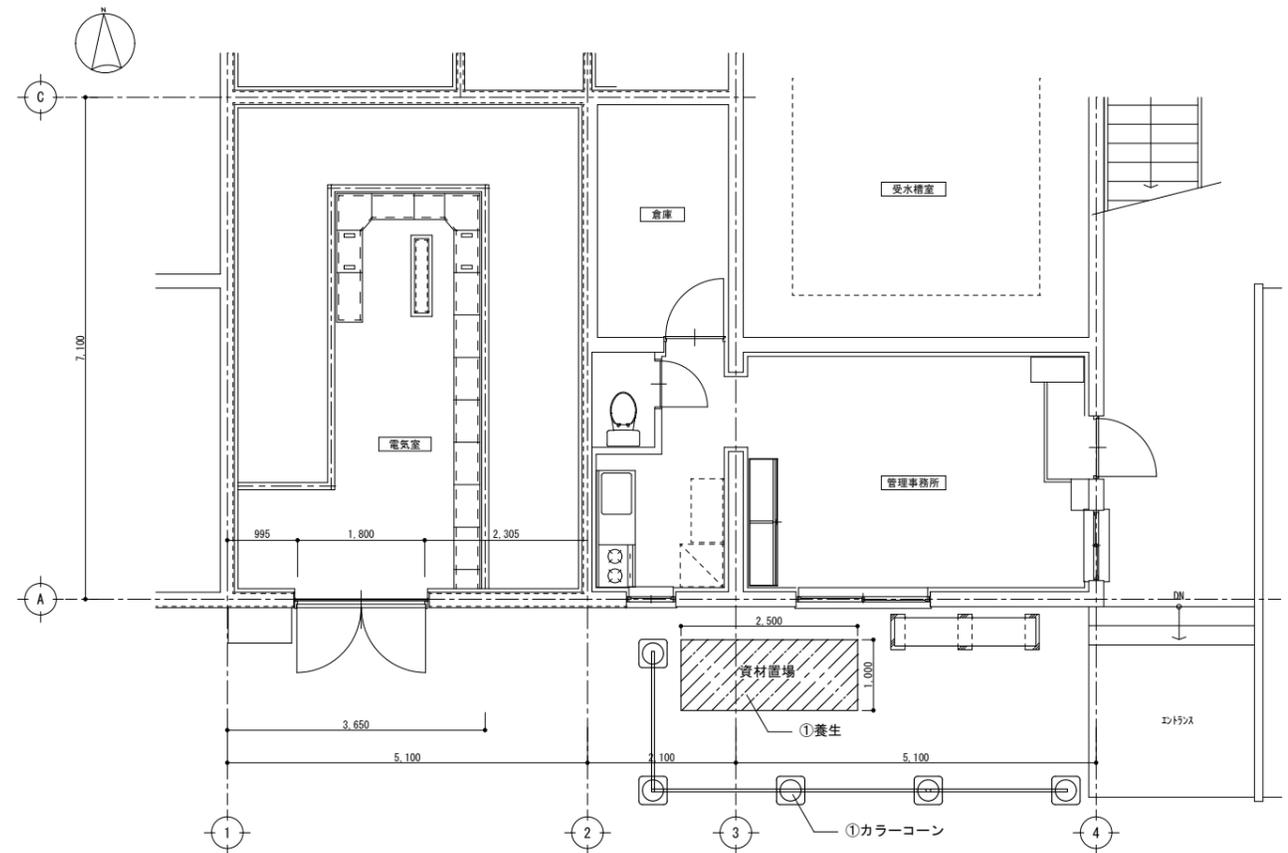
No.  
A-15

全体概略工事工程表(参考)

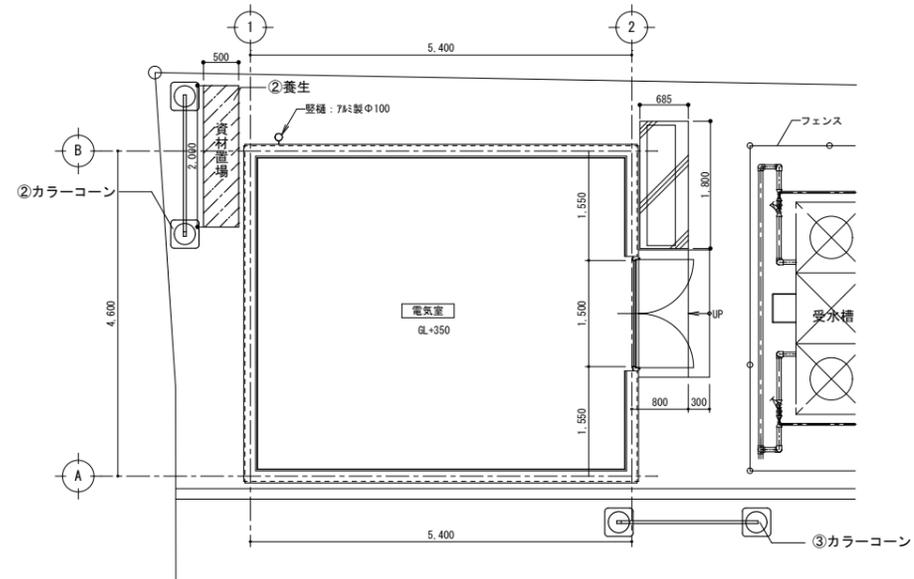
工種	月日	1カ月			2カ月			3カ月			4カ月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
準備工事		着工準備・調査											
仮設工事					仮設養生			養生撤去			養生撤去		
建築工事		図面作成						製作			止水板取付		
外構工事(南松本団地)					図面作成			外構工事					
検査											検査期間		

工事施工条件

- [施工時間]** 作業は、原則として平日午前8時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、騒音や振動が発生する作業や、第三者の通行の妨げとなる工事は、事前に監督職員及び施設管理者と作業時間の協議を行うこと。
- [敷地内への立入の制限]** 原則として特段の制限はないが、事前に監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。
- [事前調査]** 石綿含有既存建材使用の有無について事前調査(設計図書などの文書と目視)を行い、事前調査結果報告を行うこと。
- [交通誘導]** 資材の搬出入に際しては、搬入計画、誘導を適切に行うこと。  
搬入路、荷下ろし場所(車両の進入可能か所)は、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。
- [現場事務所等]** 施設内への設置は見込んでいないため、必要な場合は、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。
- [資材置場等]** 参考場所として、左図の場所に設置することを見込んでいるが、資材搬入前に施設管理者の許可を得ること。
- [改修工事関係]** 本工事は、工事期間中も入居者が本施設で生活をしているため、整然とした現場を維持し、第三者に対して細心の配慮を行うこと。  
工事エリアは、カラーコーン等により立入禁止処置を行い、わかりやすい工事看板を設置して、第三者の動線確保を行うこと。  
作業員等は、原則として建物内部に無断で立ち入らないこと。  
建物内部の搬出入路床養生は、搬出入日毎に掛け払うものとする。  
工事範囲周辺の備品等、工事に支障となるものの移動は、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。  
防犯の観点から、工事対象部の施錠方法について、監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。  
工事用水及び工事用電力については、工事着手時に監督職員及び施設管理者と協議を行うこと。  
電気室内の工事は、受変電設備に接近しないよう十分注意すること。  
その他、工事中に生じた施工条件については、監督職員との協議による。  
工事施工にあたり、既存施設等に損傷を与えた場合、復旧その他の費用の負担は受注者の責任とする。



南松本団地8号棟 電気室 S=1/50



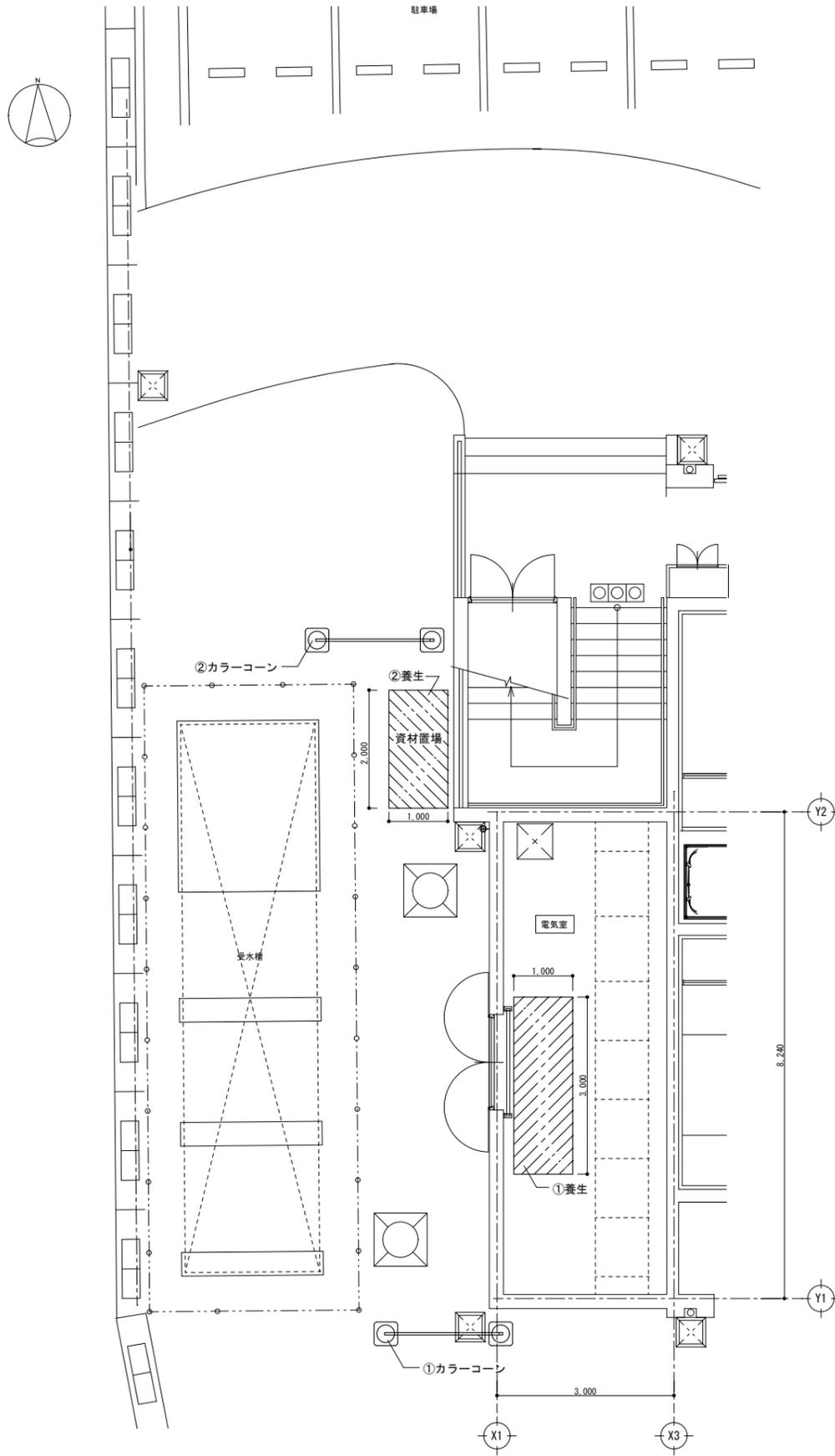
南松本団地11号棟付属棟 電気室 S=1/50

凡例	
	床養生範囲

南松本団地 8号棟 電気室・11号棟付属棟 電気室

( 仮設 )	( 仕様 )	( 数量 )
①養生	ビニールシート +ベニヤt=9	2.5 m <sup>2</sup>
②養生	ビニールシート +ベニヤt=9	1.0 m <sup>2</sup>
①カラーコーン		8.0 m
②カラーコーン		2.0 m
③カラーコーン		2.0 m



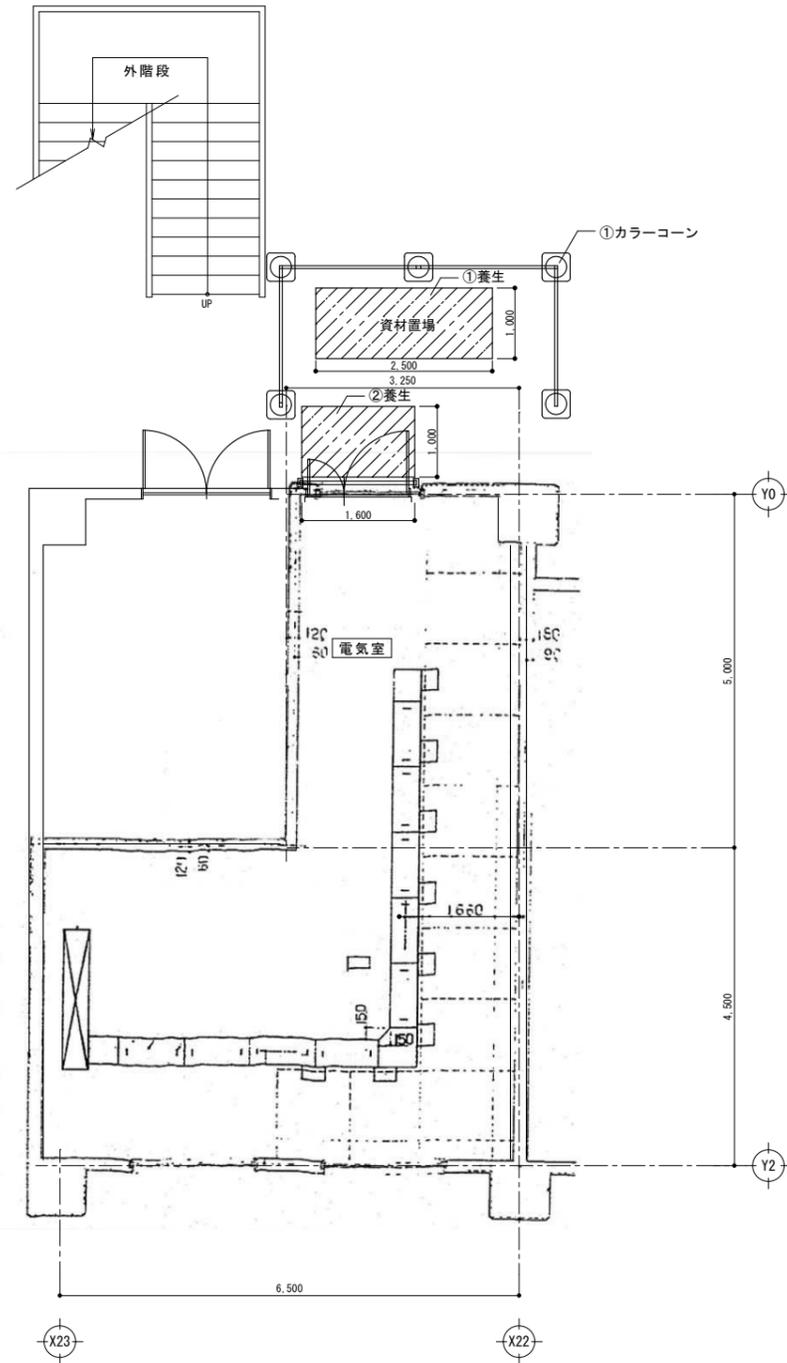


南松本団地12号棟 電気室 平面図 S=1/50

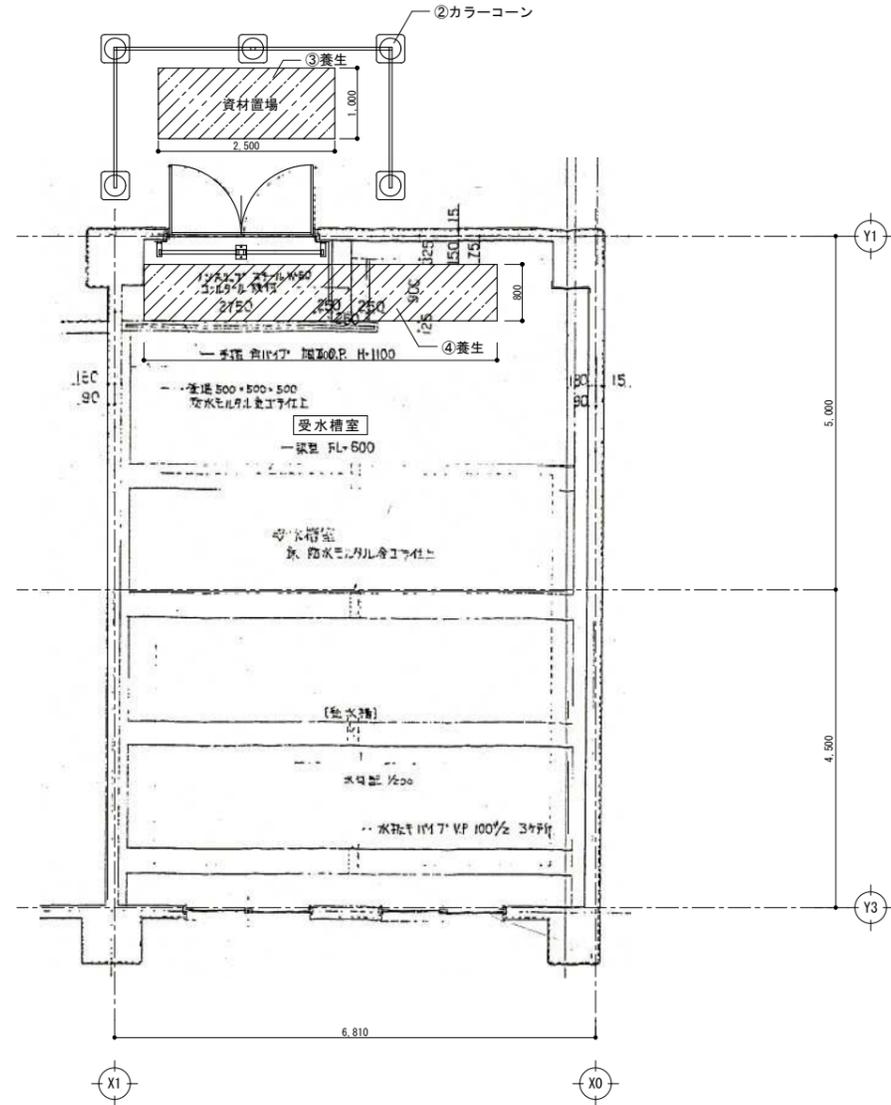
凡 例	
	床養生範囲

南松本団地 12号棟 電気室

( 仮設 )	( 仕様 )	( 数量 )
①養生	ビニールシート +ベニヤt=9	3.0 m <sup>2</sup>
②養生	ビニールシート +ベニヤt=9	2.0 m <sup>2</sup>
①カラーコーン		2.0 m
②カラーコーン		2.0 m



双葉町第一団地電気室 詳細図 S=1/50



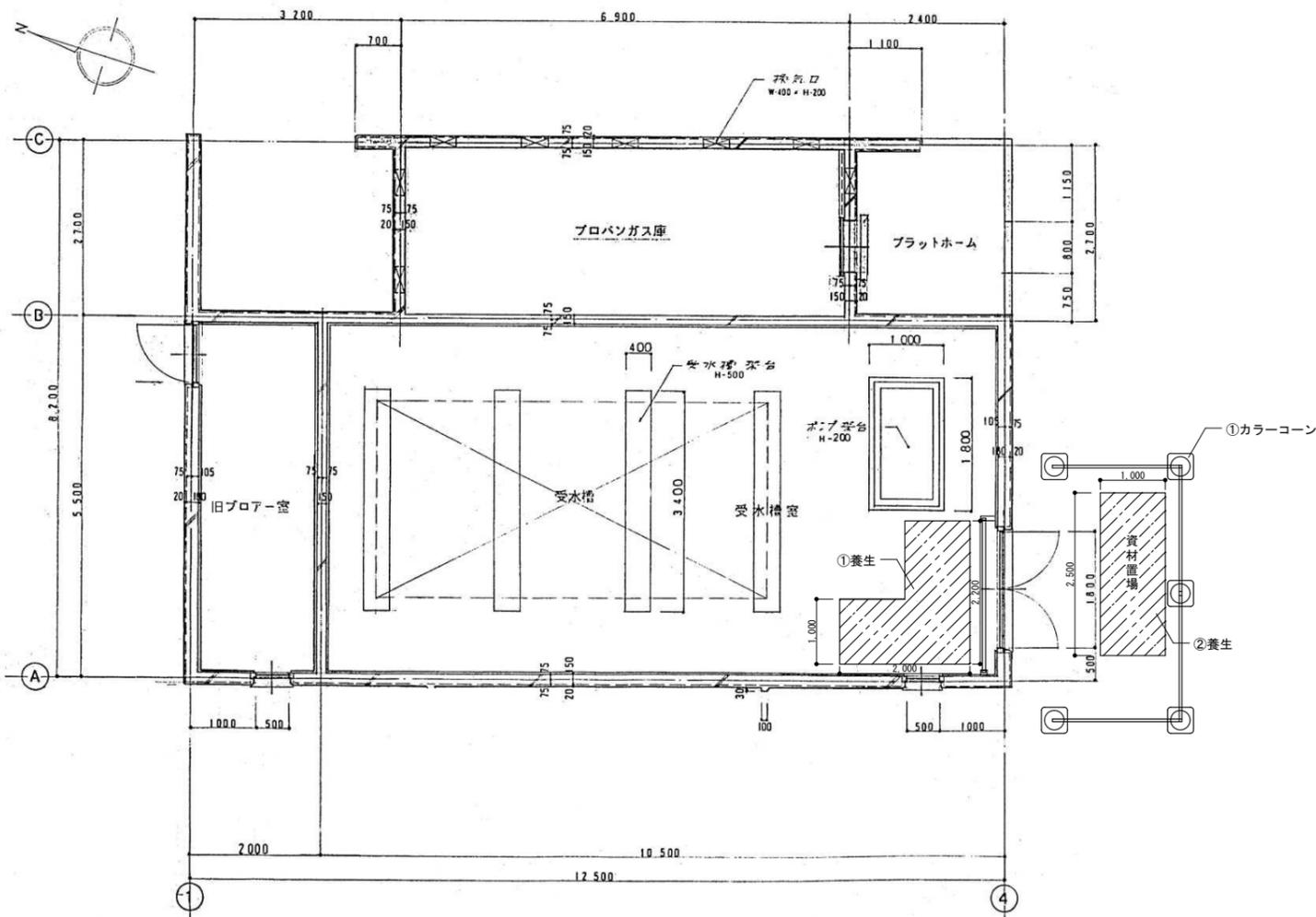
双葉町第一団地受水槽室 詳細図 S=1/50

凡例	
	床養生範囲

双葉町第一団地 電気室・受水槽室

( 仮設 )	( 仕様 )	( 数量 )	( 仮設 )	( 仕様 )	( 数量 )
①養生	ビニールシート +ベニヤt=9	2.5 m <sup>2</sup>	①カラーコーン		8.0 m
②養生	ビニールシート +ベニヤt=9	1.6 m <sup>2</sup>	②カラーコーン		8.0 m
③養生	ビニールシート +ベニヤt=9	2.5 m <sup>2</sup>			
④養生	ビニールシート +ベニヤt=9	4.0 m <sup>2</sup>			





青木花見団地受水槽室 平面図 S=1/50

凡 例	
	床養生範囲

青木花見団地 受水槽室

( 仮設 )	( 仕様 )	( 数量 )
①養生	ビニールシート +ベニヤt=9	3.2 m <sup>2</sup>
②養生	ビニールシート +ベニヤt=9	2.5 m <sup>2</sup>
①カラーコーン		8.0 m



**参考数量**

令和7年度

県営住宅(松本)南松本団地ほか浸水防止対策工事  
内訳明細書

**週休2日工事**

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和7年度  
県営住宅(松本)南松本団地ほか浸水防止対策工事
2. 工 事 場 所 松本市芳野、松本市双葉、安曇野市穂高北穂高
3. 工 事 概 要 [南松本団地]  
・電気室(3室)、エレベーター(2基)の開口部に浸水防止対策を行う。
- [双葉町第一団地]  
・電気室(1室)、受水槽室(1室)の開口部に浸水防止対策を行う。
- [青木花見団地]  
・受水槽室(1室)の開口部に浸水防止対策を行う。

金 額 \_\_\_\_\_ 円

消 費 税 \_\_\_\_\_ 円

総 計 \_\_\_\_\_ 円

令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総括表						
I	直接工事費						
A	南松本団地		1.0	式			
B	双葉町第一団地		1.0	式			
C	青木花見団地		1.0	式			
	I 計	直接工事費計					
II	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
C	一般管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	II 計						
	工事価格						
III	消費税等相当額		1.0	式			
	工事費						

令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
I	直接工事費						
A	南松本団地						
-1	直接仮設工事						
	作業用床養生	ビニールシート+ベニヤ板t9 存置 1.0カ月間程度	8.5	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		8.5	m <sup>2</sup>			
	A-1 計						
-2	防水工事						
	止水板側柱 躯体取り合い目地	シーリング充填工法15x15 変成シリコン系(MS-2)	3.0	m			
	ハントホール電線 管路口止水処理	φ50程度既存止水材撤去共	16.0	か所			
	コンクリート基礎 躯体取り合い	シーリング充填工法20x15 変成シリコン系(MS-2)	2.7	m			
	A-2 計						
-3	止水板工事						
	<b>【止水板】</b>						
	WAP-A1 SDはめ込み式 アルミ製止水板	W1800xH500 一層一連側柱無し 文化シャッターBX止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-A2 SDはめ込み式 アルミ製止水板	W1500xH500 一層一連側柱無し 文化シャッターBX止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-A4 脱着式アルミ製止水板	W1700xH500 一層一連側柱取付含む 文化シャッター 脱着式止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-A1,A2,A4 止水板取付調整費		1.0	式			
	WAP-A1,A2,A4 止水板運搬搬入費		1.0	式			
	WPP-A3 簡易置き型 プラスチック製止水板	メインパーツ6枚、エンドパーツ2個 連結パーツ7個 SEKISUIプラバリア同等品	1.0	式			
	WPP-A5 簡易置き型 プラスチック製止水板	メインパーツ3枚、エンドパーツ2個 連結パーツ4個 SEKISUIプラバリア同等品	1.0	式			
	WAP-A3,A5 止水板運搬搬入費		1.0	式			
	<b>【止水板付属】</b>						
	WPP-A3,A5用 エプトシーラーマット	t10 1000x2000	5.0	枚			
	WAP-A1用収納BOX	W2000xH800xD400 電気亜鉛 メッキ鋼板製 焼付塗装 他	1.0	式			
	WAP-A2用収納BOX	W1650xH800xD400 電気亜鉛 メッキ鋼板製 焼付塗装 他	1.0	式			
	WAP-A1,A2収納BOX 取付調整費		1.0	式			
	WAP-A1,A2収納BOX 運搬搬入費		1.0	式			
	WAP-A4用立掛けラック	収納ラック金物 2段 SUS HL仕上	1.0	式			
	立掛けラック 取付調整費		1.0	式			

令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	立掛けラック 運搬搬入費		1.0	式			
	WPP-A3,A5用 土のう砂入り	20kg程度	31.0	袋			
	A-3 計						
-4	外構工事						
	普通コンクリート	(Fc=21N/mm <sup>2</sup> ) スランプ <sup>o</sup> 18	1.0	m <sup>3</sup>			
	構造体温度補正	6N/mm <sup>2</sup>	1.0	m <sup>3</sup>			
	コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等S15～S18	1.0	m <sup>3</sup>			
	異形棒鋼	JIS G3112 SD295 D13	0.04	t			
	鉄筋加工組立	小型構造物	0.04	t			
	鉄筋運搬費	4t車 30km程度	0.04	t			
	床コンクリート直均し仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	1.2	m <sup>2</sup>			
	打ち放し型枠	運搬費共	1.4	m <sup>2</sup>			
	打放し面補修	C種 コーン処理無 全面目違いばらい	1.4	m <sup>2</sup>			
	型枠スタイロフォーム 躯体取り合い	3種b t20	1.3	m <sup>2</sup>			
	根切り	人力士工	1.6	m <sup>3</sup>			
	床付け	総掘り	2.6	m <sup>2</sup>			
	埋戻し	人力士工 -	0.7	m <sup>3</sup>			
	砂利地業 基礎下	再生クラッシュラン 転圧含む	0.2	m <sup>3</sup>			
	WAP-A1用 コンクリート 二次製品ベースブロック	L500xW200xH100 運搬費含む	3.0	基			
	ベースブロック場内運搬	運搬手間	1.0	式			
	ベースブロック下 地盤面転圧		1.5	m <sup>2</sup>			
	A-4 計						
-5	発生材処理						
	建設発生土処理	人力 構内敷ならし	0.9	m <sup>3</sup>			
	A-5 計						
	A 計						

令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	双葉町第一団地						
-1	直接仮設工事						
	作業用床養生	ビニールシート+ベニヤ板t9 存置 1.0カ月間程度	10.6	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		10.6	m <sup>2</sup>			
	B-1 計						
-2	防水工事						
	止水板側柱 躯体取り合い目地	シーリング充填工法15x15 変成シリコン系(MS-2)	6.0	m			
	B-2 計						
-3	止水板工事						
	<b>【止水板】</b>						
	WAP-B1 脱着式アルミ製止水板	W1570xH500 一層一連側柱取付含む 文化シャッター 脱着式止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-B2 脱着式アルミ製止水板	W2150xH500(W1025x2枚) 一層二連 側柱取付、中柱含む 文化シャッター 脱着式止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-B1,B2 止水板取付調整費		1.0	式			
	WAP-B1,B2 止水板 運搬搬入費		1.0	式			
	<b>【止水板付属】</b>						
	WAP-B1用 収納BOX	W1900xH450xD750 電気亜鉛 メッキ鋼板製 焼付塗装 他	1.0	式			
	WAP-B1用 収納BOX 取付調整費		1.0	式			
	WAP-B1用 収納BOX 運搬搬入費		1.0	式			
	WAP-B2用 立掛けラック	収納ラック金物 1段 SUS HL仕上	1.0	式			
	WAP-B2用 立て掛け ラック取付調整費		1.0	式			
	WAP-B2用 立て掛け ラック運搬搬入費		1.0	式			
	WAP-B1収納用リング	スタイロフォーム100x100xL600	3.0	か所			
	<b>【アンカー石綿対応】</b>						
	壁面アンカー孔あけ (止水板支柱用)	仕上塗材下地調整材に石綿含有 集塵装置付き 集積・場内運搬共 M8程度 深さ35mm程度	20.0	本			
	壁面アンカー穴あけ (収納ラック用)	仕上薄塗モルタルに石綿含有 集塵装置付き 集積・場内運搬共 M10程度 深さ40mm程度	4.0	本			
	B-3 計						
-4	その他工事						
	可搬式 排水用水中 ポンプ電動機焼損防止機	50A×100L/min ×5m,0.5kW 水中 ケーブル5m,コンセントプラグ ホースカップリング	1.0	台			



令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	青木花見団地						
-1	直接仮設工事						
	作業用床養生	ビニールシート+ベニヤ板t9 存置 1.0カ月間程度	5.7	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		5.7	m <sup>2</sup>			
	C-1 計						
-2	防水工事						
	止水板側柱 躯体取り合い目地	シーリング充填工法15x15 変成シリコン系(MS-2)	3.0	m			
	C-2 計						
-3	止水板工事						
	【止水板】						
	WAP-C1 脱着式アルミ製止水板	W2280xH500(W1090x2枚) 一層二連側柱取付、中柱含む 文化シャッター-BX止水板 同等品	1.0	式			
	WAP-C1 止水板取付調整費		1.0	式			
	WAP-C1止水板運搬搬 入費		1.0	式			
	【止水板付属】						
	WAP-C1用立掛けラック	収納ラック金物 1段 SUS HL仕上	1.0	式			
	WAP-C1用立掛けラック 取付調整費		1.0	式			
	WAP-C1用立掛けラック 運搬搬入費		1.0	式			
	C-3 計						
-4	その他工事						
	(撤去)						
	ガラスウールマット布貼り撤去壁面 止水板支柱廻り・ラック廻り	t50 0.2m <sup>2</sup> 程度	4.0	か所			
	(改修)						
	壁面止水板支柱廻り・ラック 廻りガラスウールマット布貼り	t50 0.2×4=0.8m <sup>2</sup> 程度	1.0	式			
	C-4 計						
-5	発生材処理						
	発生材積込	混合廃棄物	0.03	t			
	発生材運搬	混合廃棄物	1.0	式			

令和7年度 県営住宅（松本）南松本団地ほか浸水防止対策工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	発生材処分	混合廃棄物	1.0	式			
	C-5 計						
	C 計						
II	共通費						
A	共通仮設費						
	準備費		1.0	式			
	仮設建物費		1.0	式			
	工事施設費		1.0	式			
	環境安全費		1.0	式			
	動力用水光熱費		1.0	式			
	整理清掃費		1.0	式			
	機械器具費		1.0	式			
	その他		1.0	式			
	<b>(南松本団地)</b>						
	カラーコーン+パー	存置1ヶ月程度 掛払・損料・修繕共	16.0	m			
	交通誘導警備員	B	1.0	人			
	<b>(双葉町第一団地)</b>						
	カラーコーン+パー	存置1ヶ月程度 掛払・損料・修繕共	16.0	m			
	交通誘導警備員	B	1.0	人			
	<b>(青木花見団地)</b>						
	カラーコーン+パー	存置1ヶ月程度 掛払・損料・修繕共	8.0	m			
	交通誘導警備員	B	1.0	人			
	A 計						

## 改修工事現場説明書

長野県住宅供給公社

### 1. 工事範囲

この工事は別冊設計図書及び仕様書に示す範囲となる。但し図書に明示されていなくとも、技術上及び施工上で当然工事の完成に必要なと認められるものについては、受注者の負担において監督員の指示に従い施工する。

### 2. 工程に関する事項

- (1) 本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝及び深夜に行ってはならない。（但しやむを得ず実施する作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。）
- (2) 騒音・振動を伴う作業は、原則として日曜・祭日に行ってはならない。但し、騒音・振動を伴わない作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 3. 週休2日工事

本工事は週休2日工事の対象工事である。「長野県住宅供給公社の週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。

(参考)「長野県住宅供給公社の週休2日工事実施要領」

<http://www.nagano-jkk.jp/docs/koukokupdf/R7.4.1syukyu2ka.pdf>

### 4. 安全対策に関する事項

- (1) 受注者は工事期間中、工事に対する入居者の協力が得られるよう、現場内外における工事火災、工事公害の発生防止に努めるものとし、下請関係者にも主旨の徹底をはかること。
- (2) 建設資材の搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため道路関係法規を遵守し、現場及び現場周辺では車の速度等に充分留意し、沿道及び入居者から苦情を引き起こさぬよう努めること。
- (3) 入居者との協議の結果によっては、資材搬入経路時間等の規制を後日に指示することもありうるが、この場合原則として請負金額の変更はしない。
- (4) 本工事の施工にあたり、騒音・振動・ほこり・資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じて予防措置を講じ、入居者に対する迷惑や近隣家屋に対する損害を与えぬよう努めること。
- (5) 工事用車両による事故あるいは紛争等が生じた場合、又は近隣家屋に損害を与えた場合、受注者は直ちに監督員に報告するとともに、入居者ならびに近隣家屋等に対する損害補償については受注者の責任において措置すること。

### 5. 仮設に関する事項

受注者は、工所用電力・用水・電話について各関係機関と協議し、諸手続きを行ったうえ使用する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

### 6. 工事写真

後日では容易に検査できない箇所及び各工程により写真撮影を行い、竣工時に整理のうえ提出すること。

### 7. その他

- (1) 本工事の施工に先立ち、実施作業工程及び作業計画書を作成し、事前に入居者及び関係機関と協議し協力を得るものとする。また居住中の住宅に立ち入る際は必ず入居者の立ち会いにより行い、紛争の生じない様心がけること。

(2) 受注者は、以下の保険に加入すること。

※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。

※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

**8. 補足訂正事項**

設計図書の内容について次のとおり補足訂正する。